# 大学改革支援・学位授与機構が実施した

### 大学機関別認証評価の評価対象校における内部質保証の状況について

# (令和元年度)

第3巡目における内部質保証に関する認証評価の枠組みとその背景	1
令和元年度の内部質保証に関する認証評価の実施体制	3
令和元年度の内部質保証に関する認証評価の結果	4
基準ごとの判断と課題	6
基準 2-1 について	6
基準 2-2 について	11
基準 2-3 について	12
基準 2-4 について	13
基準 2-5 について	18
まとめ	19

# 第3巡目における内部質保証に関する認証評価の枠組みとその背景

大学改革支援・学位授与機構(以下、「機構」という。)は、認証評価機関として大学機関別認証評価を実施するにあたり、平成28年3月に改正され、平成30年度から施行された「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」(以下、「細目省令」という。)

を踏まえ、またその改正に至る文部科学省における審議会の審議等の動向を参照しつつ、平成31年度(令和元年度)から開始する第3巡目の認証評価に向け、平成17年度からの第1巡目、平成24年度からの第2巡目において策定、適用した大学評価基準を改訂した。

とくに、改正された細目省令においては、第1条第2項第二号において教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関することについては重点的に認証評価を行うことを求めている。この改正は、これまで自己評価に基づく第三者評価としての認証評価を基本的な考え方としてきた機構にとっては、自然な発展として受けとめることができた。また、第2巡目においては内部質保証について教育活動の改善、向上に限って認証評価を行い、それ以外の活動については、単に学校教育法第109条第1項が求める大学による自己点検・評価の履行、結果公表の義務、さらに法令には求められてはいないものの、大学として当然対応すべき義務として、それ

<sup>1</sup> 基準8

らの自己点検・評価の結果、第三者評価の結果への対応を別途別の基準で確認する<sup>2</sup> という、かならずしも一貫しているとはいえない形で認証評価を行ってきたことを認識したうえで、「教育研究活動等」の全般にわたって内部質保証の体制について認証評価を行う形で評価の基準、方法の統合を行うこととした。さらに、教員の選考、昇任に関しては、従来から完成年度後は大学の責任において実施することとされていたことから、あわせて内部質保証の枠組みの中で、しかし、それ自体を単独の基準として設けることとした<sup>3</sup>。

また、これらの事項について「重点的」に評価することについては、内部質保証の体制が、認証評価を自己点検・評価を踏まえて行うという第1巡目、第2巡目の考え方と評価の実践を経てなお整備されていない状況にあることの重大性に鑑みて、これらの体制が整備されていることを認識できない場合には、他の基準を満たしているか満たしていないかの状況に関わりなく、大学評価基準を満たしていないと判断することとしたも、他方、平成28年3月の細目省令改正に至る中央教育審議会における議論において、重点的に評価する項目については、段階的に評価することの可能性が示唆されたことから、内部質保証の体制が優れて機能していると判断することができることとした。

以上のことから、以下のように基準を定め、さらに指針として解説している。

#### 領域 2 内部質保証に関する基準

- 基準 2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること
- 基準 2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること
- 基準 2-3 【重点評価項目】内部質保証が有効に機能していること
- 基準 2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること
- 基準 2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

<sup>2</sup> 基準 9-3

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 第2巡目においては、基準3-2及び3-3

<sup>4</sup> 令和元年度の学校教育法第 109 条の改正により、認証評価は大学評価基準に適合しているか否かを認定することとなったので、この「大学評価基準を満たしていない」は、令和 2 年度以降の認証評価においては「大学評価基準に適合していない」あるいは「大学評価基準に適合していると認定しない」ということになる。

#### 判断の指針

基準 2 - 1 においては、教育研究活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づき教育研究活動等の質の改善及び向上に継続的に取り組むための内部質保証に係る体制が整備されているか否かについて、学内における責任体制が明確に規定されていることを中心として、確認し判断します。

基準2-2においては、その体制のもとで、教育研究環境に係る事項及び教育課程とその 学習成果について、大学としてその状況を把握し、改善及び向上に結びつける取組が継続的 に実施されるために必要な手順が組織として明確化され、共通に認識されているか否かを中 心に、内部質保証が機能するために必要な条件が整っているか否かを判断します。

機構の評価では、これらの基準 2 - 1 及び基準 2 - 2 のいずれかに改善を要する点が認められた場合には、大学評価基準を満たしていないものとします。

基準 2-3 においては、内部質保証が実際に機能しているか否かについて、自己点検・ 評価によって確認された問題点が改善され、また伸ばすべき特長がどのように伸長されたかを具体的に確認することによって判断します。

機構の評価では、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集し、分析する組織的取組が効果的であった場合、学生を含む関係者からの意見を聴取し、分析する組織的取組が効果的であった場合、信頼できる第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している場合には、内部質保証が優れて機能しているものとして高く評価します。

基準2-4においては、教育研究上の基本組織の新設や変更等の重要な見直しを行うにあたり、大学の内部質保証活動の一環として当該見直し事項の適切性等に関する検証を行う仕組みを有しているか否かを判断します。

基準2-5においては、教員の採用、昇任に係る規定(教員としての教育上、研究上及び必要とするその他の能力に関する内容を含む。)の整備、教員の質を維持、向上させるための教員評価の仕組み、並びに教育能力を向上させるための組織的取組の状況を分析して、大学の内部質保証活動の一環として教員組織の機能が適切に維持されているか否かを判断します。また、教育研究活動を支援する職員や教育支援者及び教育補助者への研修の実施などにより、これらの者の質を維持、向上させるための組織的取組の状況を確認し判断します。

### 令和元年度の内部質保証に関する認証評価の実施体制

上述の基準を適用して認証評価委員会が各大学の内部質保証体制の認証評価を行 うにあたって、その評価が重点的に行われるものであること、また、そこで求めら れている内部質保証が機関別のものであることを考慮し、新たに、内部質保証専門 部会を設置し、大学の機関別に内部質保証について見識のあると認められる以下の大学関係者(大学教員、大学職員、高等教育研究者。職名は令和元年度のもの)を委員として委嘱し、専門的観点から分析、評価することとした。また、同専門部会の部会長としては川嶋太津夫教授が認証評価委員会委員長から指名された。

川嶋太津夫(大阪大学高等教育・入試研究開発センター長)

嶌田敏行(茨城大学全学教育機構准教授)

末次剛健志(佐賀大学総務部企画評価課専門職(IR 担当) · IR 室副室長)

高橋哲也(大阪府立大学副学長)

土屋俊(大学改革支援・学位授与機構特任教授・幹事)

戸田山和久(名古屋大学大学院情報学研究科教授)

新田早苗(琉球大学総合企画戦略部長)

林隆之(政策研究大学院大学政策研究科教授)

前田早苗(千葉大学教授)

山本泰(大学改革支援·学位授与機構特任教授)

### 令和元年度の内部質保証に関する認証評価の結果

令和元年度に機構は16大学に対して認証評価を行い、以上のような基準の構成を とったことから、基準2-1から基準2-5について大学ごとに判断した。その結果、 全16大学がこれらの基準のすべてを満たしていると判断した⁵。

また、豊橋技術科学大学、和歌山大学、徳島大学について、内部質保証が優れて機能していると評価した。これらの大学について優れていると判断した根拠は以下のとおりである。

#### 豊橋技術科学大学

○ 日本技術者教育認定機構の技術者教育プログラム認定取得を学士課程の全課程に展開し、 内部質保証に対する社会的信頼を高めているとともに、その認定申請に係る自己点検項目の評価 の観点を準用して大学院の教育課程の自己点検評価を行っている。

○ アンケート調査、キャンパスマスタープランワークショップ等によって学生からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行い、図書館の改修や、キャンパスマスタープランの改正を行う等、その意見を反映した取組を行っている。また、TUT グローバルハウスの新

<sup>5</sup> ちなみに、これらすべての大学が大学評価基準を満たしていると判断した。

設にあたっては、学生及び教職員を対象にアイディア募集を行い、「平面等計画」 部門最優秀賞 作品のアイディアを設計に取り入れている。

#### 和歌山大学

〇 観光学部について、国連世界観光機関(UNWTO)の関連組織である UNWTOAcademy が実施する観光学分野で優れた教育・研究水準を有する機関を認証する制度である UNWT 0. TedQual による認証を平成 29 年 3 月に取得している。同認証は、「教育・研究は地域や産業界、行政のニーズに対応しているか」、「教育の内容と教授法は適切か」など 100 項目以上の基準に照らし、評価委員会が判断するものである。また、教育学研究科教職開発専攻について、教員養成評価機構の実施する教職大学院認証評価を平成 30 年度に受け、教員養成評価機構の教職大学院評価基準に適合していると認定されている(認定の期間は令和 6 年 3 月 31 日まで)。これらの認証及び認定によって、大学の内部質保証に対する社会的信頼を向上させているとともに、認証時及び認定時に付されたコメント及び意見に対して組織的に改善を図っている。

〇 平成 31 年 3 月制定の「教育の内部質保証に関する方針・手順に基づくモニタリング及びレビューのガイドライン」で教育の内部質保証で行う点検事項を定めており、部局又は全学において、学生、既卒者及び企業等など関係者へのアンケートを定期的に行うこととしている。また、同ガイドラインでは点検に基づき必要な改善提案も定めており、「教育の内部質保証に関する方針・手順」において、改善提案に基づき学長が改善提言を行い、教育改善推進専門部会、教務委員会を通じて各部局で改善計画を検討・実施することとしている。同ガイドラインの策定に先立ち試行的に実施した平成 30 年度モニタリング・レビューにおいても、各学部から項目ごとの所見や改善提案が出され、部局からの報告を専門部会で検証した結果を受け、学長から改善指示を行っている。

#### 徳島大学

- 実施要領を定め、教育の成果・効果を検証するためのアンケート調査、学生生活実態調査、学生の学修に関する実態調査を実施し、分析結果を報告書にまとめることを通じて、学生からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行い、正課外における学生の英語学習支援を強化するなど、それらの意見を反映した取組につなげている。
- 〇 「内部質保証に関する方針」において、教育分野の特性に応じた外部評価等を積極的に受審し、その結果を内部質保証に活用する体制を定め、日本医学教育評価機構、薬学教育評価機構及び技術者教育認定機構の実施する分野別第三者評価の結果を医学部医学科、薬学部及び理工学部理工学科(応用化学システムコース、社会基盤デザインコース、電気電子システムコース)の機関別内部質保証に活用し、社会的信頼が一層向上している。

これらの大学ごとの評価の理由は異なるが、大学が自己評価書において、基準 2-3 について望ましい取組として分析した内容について点検、評価した結果が反映されたものである。豊橋技術科学大学については、ステークホルダーからの意見聴取を組織的に実施、効果的に活用していること、また第三者評価機関による評価結果を内部質保証の体制において効果的に活用していること(とくに、その手法を大学院課程の質保証に適用していること)が評価されている。和歌山大学と徳島大学については、同様にこれら 2 つの点を高く評価するとともに、内部質保証の体制を整備するだけでなく、実際に整備されたその体制が機能していることを指摘して、優れて機能していることの理由としている。

# 基準ごとの判断と課題

### 基準 2-1 について

基準 2-1 は、大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制(以下、「機関別内部質保証体制」という。)を整備していることを分析し、その結果を既定の様式に記載した内容を、そこに示された根拠資料を参照して検討し、不明点については、自己評価書の書面調査結果について評価部会で審議したのちに大学に確認することによって分析を確定させている。

令和元年度においては、様式に記載された内容が根拠資料とされる規程類が定める内容と一致していないなどの場合が散見され、それについては、上記の確認のための問い合わせによって訪問調査1週間後までに、大学における体制の認識とその体制の継続的な維持を担保する規程類の整備を確認し、その状況に基づいて基準の判断を行った。したがって、以下に示す表1は、自己評価書提出時に別紙様式2-1-1に記載されたものとは一致するものではないが、実際の体制の整備状況を分析したものとなっている。

また以上のような経緯によって、体制の整備状況の証拠となるべき規程類が認証評価実施の過程で、改訂又は策定されることなった。このような事態は、認証評価の客観的妥当性を疑わせしめ得るものであるが、(1)すでに今回対象大学については、これまでの2巡にわたって機構の認証評価を受けており、そこで教育の内部質保証に関する観点について整備されていないという旨の判断を受けた大学がないこと、また、(2)過去において不十分な点の指摘があった場合でもその点に関する改善

<sup>6</sup> 他大学においても、内部質保証の体制が機能していると基準 2-3 について判断している 以上、そのことを「優れている」ことの根拠とした経緯については後述する。 は令和元年度提出の自己評価書(とくに基準 2-3 に関する自己評価とその根拠資料) から確認できていることを踏まえ、これらの場合においても機関別内部質保証体制は、(場合によれば慣行的なものを含むにせよ)実質的には整備されていると判断し、そのことを根拠として基準 2-1 の判断とした。

ちなみに、平成28年3月の細目省令改正において新たに認証評価を行う項目とし て内部質保証システム以外に、「へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及 び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること」が含まれて いるが、これらの3つの方針については、一連の改正として同じ日付で学校教育法 施行規則第165条の2が追加され、大学に対してこれらの方針を大学・大学院・学 部・研究科等ごとに作成すること、その際、方針間の一貫性に意を用いることが義 務づけられている。しかし、内部質保証体制については、とくその整備を義務づけ る旨の改正は明示的には行われていない。このことを踏まえ、機構の大学機関別認 証評価においては、大学における内部質保証システムの整備の実質は、大学それぞ れが固有の状況に則して構想し得るものとすべきであると考え、特定の組織構成、 特定の手法を是として他のものを非とするとはすべきでないと判断したうえで、該 当する基準及びその運用の指針を作成した。令和元年度における認証評価の実施に おいても、大学による自己評価の結果を提供された根拠資料によって支持すること が可能であるかという点を中心に分析し、必要に応じて大学自身の自己理解が第三 者にもわかるように明文化することを求めることとして、具体的な特定の組織、特 定の手法を示唆することは避けている。

中央教育審議会は、令和2年1月に『教学マネジメント指針』を公表している。 この指針は、実質的には認証評価を行う対象である大学の側が整備すべき「マネジ メント」に関する内容であり、「教学マネジメントの確立に向けた各大学の真剣な 検討と取組を促す契機とすることを目的とし」(p. 5)ているとされており、大学に 特定の取組を義務づけるものではない。しかし、今後大学はこの『指針』を参考に して整備をすすめると考えられる。指針の内容は、この『指針』に則したマネジメ ントを行ったならば、相応の教育の質が維持されることを予想させるものである が、必ず質が保証されるとは限らない。これに対して、内部質保証体制は、『指 針』が推奨するそのようなマネジメントによって運営される教育活動が適合認定を 受けるに相応しい質にあるか否かを自己点検・評価し、改善すべき事項があると評 価したときには実際に改善に取り組むことになることを担保する仕組みである。し たがって、認証評価において内部質保証システムを重点的に評価するということ は、単に教学に関するマネジメントを行っているかどうかを分析することだけでは なく、そのマネジメントの結果を点検・評価し、その自己評価結果を改善向上に結 び付ける内部的な仕組みが整備され、機能し、その結果として質が維持されている か否かについて第三者の立場から判断することにほかならない。

その分析結果は表1に整理されているが、そこで見られる特徴は以下のとおりである。ただし、以下の観察はあくまで令和元年度対象大学における状況を整理したものであり、一般的な状況を推量するためのものではない。

- 1. 内部質保証体制における責任者は、一部を除いて学長とするところがほとんどである。
- 2. 内部質保証体制における中核的機関は、従来の自己点検・評価体制の中核的機関を発展させたものである場合と、経営協議会、教育研究評議会のように学長を議長とする全学的な意思決定機関である場合とがあるが、大学の規模、専門分野から類型を予測することができない。
- 3. 自己点検・評価の体制における責任者は、自己点検・評価の全学的な取りまとめ組織の議長をもって充てることが通例であると考えられる。
- 4. 自己点検・評価の結果を改善・向上に結びつけることが内部質保証の要点であるが、改善・向上に誰が責任をもつかという点に関しては、すべての責任者としての学長とする場合と、改善・向上が認識され、そのための取組を実質的に行う組織の責任者とを列記する場合とに分かれる。ただし、大学の規模、類型によってその場合分けを予測することができない。
- 5. とくに、評価の過程で明確になったこととして、「教育研究活動等」という場合の「等」として略記されている内容のうち、認証評価を行う対象として細目省令に掲げられている事項のうち、教育課程、教員組織に係るもの以外の事項についての内部質保証の体制が、明文的に整備されていないことであった。
- 6. これらの体制が実際に機能するために必要な情報共有の組織上の担保は、中核的組織の人員構成によって確認したところであるが、自己評価書提出の時点では一部に漏れた分析もあったが、評価結果を確定する段階ではその制度的担保が図られている。とくにそのための方法としては、関連する組織の設置規定を改訂している場合と、おそらく設置規程を改訂したときの副作用を危惧して、規定の過不足を調整する申合せを策定し、全学的な了解を得ている場合との両方を観察することができる。

すでに述べたように、ほとんどの大学が以上のような状況にあったことから、内部質保証専門部会においても、認証評価委員会においても、直前あるいは評価作業の進捗と同時並行的に体制が整備されたとしてよいのかという点が議論された。これについては、やはり上述のように、これまでに機構の認証評価を受けており、そこで教育の内部質保証に関する観点について整備されていないという旨

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 紙幅の関係から、機構のウェブサイトにおいて公表されているものを一部簡略化して表記している。

の判断を実質的に受けた大学がないことから、(場合によれば慣行的なものを含むにせよ)実質的には整備されていると判断した。

表 1 令和元年度対象校における機関別内部質保証体制の整備状況

			1	14 7 70 -
	室蘭工業大学	北見工業大学	弘前大学	岩手大学
(1) 中核となる委員会等の名称	役員会、評価分 析室	経営協議会、教 育研究評議会	役員会、教育研究 評議会、企画戦略 会議、教育推進機 構会議	点検評価委員会
(2)統括責任者	学長	学長	学長、機構長 (教育担当理事)	学長
(3) 自己点 検・評価の責任者	総務担当理事	総務担当理事	企画担当理事、 教務担当理事	理事(総務・企 画・評価担当)・ 副学長
(4)改善・向 上活動の責任者	学科長、専攻 長、各委員長	学長及び部局長	各理事	各担当理事、各 担当副学長
(5)委員会等 の構成員	(1)の構成員	(1)の構成員	(1)の構成員	(1)の構成員
山形大学	東京外国語大学	長岡技術科学大 学	岐阜大学	豊橋技術科学大 学
役員会、教育研 究評議会、経営協 議会、統括教育ディレクター会議	教育研究評議 会、全学自己点 検・評価委員会	大学評価委員会	経営協議会、教 育研究評議会	大学点検・評価 委員会
理事(研究・評 価・病院担当)、 副学長	学長	学長	学長	学長
理事(研究・評 価・病院担当)、 副学長、部局長	点検・評価担当 副学長	理事・副学長 (教育研究企画・ 評価・高専連携担 当)	理事(企画・評 価・基金担当)・ 副学長、理事(教 学・附属学校担 当)・副学長	学長が指名する 理事又は副学長 (目標・評価担当)

				-
学長、理事(研究・評価・病院担当)、副学長、部局長	教育担当理事、 財務担当理事、学 生支援担当副学 長、附属図書館 長、総合情報コラ ボレー長	学長	各担当理事、各担当副学長	各担当理事又は副学長、部局長
(1)の構成員	(1)の構成員	(1)の構成員	(1)の構成員	(1)の構成員
京都大学	京都教育大学	和歌山大学	徳島大学	鳴門教育大学
大学評価委員会	役員会、教育研 究評議会	企画・評価委員 会	役員会、教育研 究評議会、自己点 検・評価委員会	自己点検・評価 委員会
評価担当理事	学長	学長	学長	副学長(評価担 当)
評価担当理事	学長(大学評価 室長)	各担当理事	各担当理事、各 担当副学長、事務 局長、附属図書館 長	副学長(評価担 当)
各担当理事、各 担当副学長、各担 当副理事	各担当理事	各担当理事	各担当理事、各 担当副学長、事務 局長、附属図書館 長	専攻長
(1)の構成員	(1)の構成員	(1)の構成員	(1)の構成員	(1)の構成員
総合研究大学院 大学	北陸先端科学技 術大学院大学			
全学評価委員会	大学評価委員会			
学長	学長			
大学評価を担当 する理事	学長(大学評価 委員会委員長)			

教育を担当する 理事・副学長	学長
(1)の構成員	(1)の構成員

### 基準 2-2 について

基準 2-2 は、基準 2-1 を満たすと認められた体制が実際に機能するために必要な手順を定めてあることを求めている。これらの手順は、従来明文的に定められることがなかったものも多く、このような「定め」を求めることについて、評価実施後のアンケート調査においても自由記述回答のなかで、「形式的にすぎる」「大学としての工夫を表現しきれない」などの趣旨の批判的コメントが寄せられている。しかし、令和元年度の実際の評価にあたっては、内部質保証を重点的に評価するという立場から、担当者や外部的状況の変化によってその質保証体制を構成する諸組織が存続しつつも、実際には機能しなくなる「形骸化」を避けるために最低限必要な措置として明文的規定の存在を求めることとし、この方針は第3巡目において継続することが予想される。

この求めに対しては、自己評価書提出の段階では十分に確認できなかった場合も多かったが、基準2-1に関する上述のように、評価の過程において改善の事実を確認することができた。その結果として、「機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認する手順は、すべての場合について、「内部質保証に係る…要項」において定められている。」と包括的にその改善の事実を分析した大学が多い。

とくに、この定めのなかには、各種の意見聴取、アンケートを組織的に実施するための手順の整備が必要とされている。「授業評価アンケート」、「生活実態調査アンケート」などの学生を対象とするものから、地方自治体又はその下部組織(たとえば、教育委員会)等との意見交換まで多様なものが含を含めて、調査対象の負担、調査側の実際的負担などを衡量した効果的な調査、分析が必要であるにもかかわらず、調査主体間の情報共有が不十分なことから同一内容の調査を同一対象に対して実施してしまう、調査結果が十分に活用されないなどの場合があるらしいことから、一定の機関別の整理が求められていると考える。この点についても、実際にさまざまな調査が行われている事実だけでは基準を満たすと判断できないこととして、一定の整理を評価の過程で求めることとなった。

とくに、明文化された手順に関する規定が重要な役割を果たすと思われる事項は、教育課程の実施の前提となるいわゆる3つのポリシーと学習成果の基準(基準5-1、6-1、6-2、6-8)である。このなかでとくに3つのポリシーは、かなりの数の場合、機関別には一定の方針が示されるだけで、具体的内容は教育研究上の基本組織ないし教育課程ごとに策定し、機関別内部質保証体制における点検・評価を経る

ことなく公表されてしまっていることがある。その結果、社会がそれぞれの大学の教育の方針、内容、水準について知ろうとしたときに、説得力のある情報提供ができていないという事態に陥ることがあり得る。このことを避けるためには、これらの点検、見直しの責任体制、実施方法、実施頻度などが定められていることが必要であると考えられるという立場から評価を行い、あわせてそのような体制の下で一定の方法によって点検、見直し、改善が図られているという実施の事実が確認できるかという点に留意した。とくに、この評価においては、各教育研究上の基本組織におけるこれらの策定状況を随時参照して、実際に各大学において、機関としてこれら教育課程の実施の基礎となるポリシーを整合的に定める体制となっているかを含めて分析した8。結果としては、評価実施の年度である令和元年度を越えて定められていないということはなくなっているが、そのような定めが実際にポリシーの策定、見直しについて活用され、内部質保証体制が十分に機能していることを示す証拠が得られているわけではない。

#### 基準 2-3 について

すでに以上に述べてきているように、基準 2-1、2-2 を満たしていると判断している場合でも、評価の過程において体制整備の進捗を確認したにすぎないといってもよい状況にあったことは否定できないことから、令和元年度の認証評価委員会及び内部質保証専門部会において、基準 2-3 「内部質保証が有効に機能していること」に関して内部質保証が機能していると判断すべきであるか否かついて検討したうえで、すべての対象大学について、「基準 2-3 を満たしている」と判断した。

検討の結果、以下の2つの理由によって上記のとおり判断した。

- (1) 今回対象大学については、これまでの2巡にわたって機構の認証評価を受けており、そこで教育の内部質保証体制がまったく整備されていないという旨の判断を受けた大学がない
- (2) 不十分な点の指摘があった場合でもその点に関する改善は令和元年度提出の自己評価書から確認できていることを踏まえ実質的、慣行的な内部質保証体制自体はすでに存在しており、その継続、維持、向上のために必要な制度的措置、たとえば明文化された関連規程の策定、運用を補完したにすぎないと理解できる

したがって、基準 2-3 の自己評価の結果として記載を求めた別紙様式 2-3-1 を大学ごとに精査し質保証の実質を確認するとともに、内部質保証に係る基準以外の基準に関する状況を確認して、事実として改善、向上が原則的に実現していることを確認して、(明文化においては不十分であるが、実質的な)内部質保証体制が機能することによって、改善、向上に繋がっていると判断することとした。

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> すでに第2巡目においても、その体制が整備され、機能していることについて優れた取組となっていることを平成29年度において富山大学、琉球大学について、学士課程の状況にとどまるものであるが指摘している。

しかし、基準 2-1、2-2 を満たしていると判断した内部質保証体制そのものが機能していることを確認したとはいえないので、かなりの数の大学について、たとえば、「これまでの様々な評価結果に加えて、大学評価基準に則して自己点検・評価を行って課題点を抽出しており、自己点検・評価とそれに基づく改善及び向上の取組は別紙様式 2-3-1 のとおり実施され、その多くについて、対応済みあるいは対応中の状況にある。また、今回の認証評価を受けるにあたり、内部質保証体制を明文化して規定している。」というように、下線を施したような記述を添えている。

このような判断方法は、第3巡目の第1年度であるから許容されたとも考えられるので、このような形の判断を無条件で令和2年度以降において行うべきであるか否かについては、疑義が残る。とくに令和3年度以降については、整備された体制が実際に機能していることのエビデンスを確認することが必要となることが予想される。

#### 基準 2-4 について

基準 2-4 は、「教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること」を求めている。「教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直し」について、令和元年度の評価対象校がすべて国立大学であり、国立大学法人法第 11 条第 3 項第 4 号において、「当該国立大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項」については、「学長は、次の事項について決定をしようとするときは、学長及び理事で構成する会議の議を経なければならない。」とされていることから、この意思決定過程が基準 2-1 から 2-3 の判断のために分析した機関別内部質保証体制と整合的に運用されている場合にはこの基準を満たしているということができると考えられる。すべての対象大学についてこの基準を満たしているとしているが、根拠理由は以下のとおり、自己評価書において示された資料、大学の考え方を勘案した分析結果によってさまざまに異なる詳細さをもって記載されている。

このことを内部質保証に焦点を置いて理解するならば、各大学で整備し、機能させている機関別内部質保証体制が、当該大学機関においてその重要な意思決定にどのような形で影響を与える仕組みになっているかを分析しているということができる。すでに基準 2-1 について見たように、山形大学、京都大学及び鳴門教育大学を除き令和元年度対象大学のすべてにおいて、機関別内部質保証の責任者は学長である。したがって、大学の運営上の意思決定と内部質保証体制とは属人的に統合されていると考えてもよい%。それにもかかわらず、どのような大学においても、それぞれ独自の観点から大学ごとの教育研究に関わる意思決定の手順をもっていることが

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> 山形大学、京都大学及び鳴門教育大学においては質保証体制の責任者である評価担当の 理事は、役員会の構成員である。

自己評価書から確認されている。その状況は、自己評価書において示された資料、 大学の考え方を勘案した分析結果に基づくさまざまに異なる記述にから理解され る。評価結果において、詳細な根拠理由の記載がある場合は、自己評価書からは十 分にその状況について確認がとれなかったために、書面調査の後に確認事項として 大学に照会し、さらに、訪問調査において事実を確認するという手順をとったこと によるものがほとんどであり、とくに、最近になって内部質保証体制が明文化され た大学については、これまでの内部質保証の機能状況と各大学における重要な教育 研究上の組織の改廃との接続状況を、場合によれば各種会議の議事録まで遡って確 認した状況が反映されている(たとえば、弘前大学における記述が典型的なものであ る)。

簡潔な記載となっている大学については、むしろ、十分な事実の点検と評価を自 己評価書の記載に基づき行い得たということを意味している。

### 【室蘭工業大学】

学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項は、役員会の審議事項として「役員会規程」で定められている。令和元年度からの学部改組については、第3期中期計画において、「学士課程の改組再編を行い、学士課程及び大学院博士課程を接続して一貫した人材育成が可能なカリキュラムを編成する。」との趣旨から、内部質保証体制として、新設・改廃等にあたり役員会で審議されている。

#### 【北見工業大学】

教育研究評議会において教育課程に関する重要な見直し等を審議している。直近の学士課程及び大学院課程における組織の新設・改廃といった重要な見直しを行うにあたり、現行の機関別内部質保証体制とほぼ同様の体制で当該見直しに関する検証を行っている。

#### 【弘前大学】

学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有しているとは必ずしもいえないが、次のように、その仕組みには質保証の観点を含んでいる。

平成28年度の農学生命科学部の改組にあたっては、青森県との意見交換、地元産業界からの要望を踏まえ、食産業の振興に貢献する人材や国際的な農産物の取引に精通した人材の育成に応えるために授業科目「海外研修入門」を導入するなど、地域のニーズを踏まえて審議検討を進めている。

また、人文社会科学部及び理工学部の改組においても、青森県の基本計画における県の人材育成の基本方針や関連産業の推進等、地域のニーズを踏まえて審議検討を進めている。

さらに、平成 28 年度の教育学部の改組、平成 29 年度の大学院教育学研究科の改組(教職大学院の設置)にあたっては、地元の教育委員会等、教育関係者の意見を聴きつつ審議検討を進めている。

# 【岩手大学】

教育研究上の基本組織の新設・改廃等の見直しに関する内部質保証については、 学長を委員長として、理事、副学長、学部長、研究科長、総合科学研究科の専攻 長、教育研究評議会評議員のうち各学部から選出された者、事務局各部の長を構成 員とする組織検討委員会が行うことが、平成31年3月制定の「内部質保証体制に関 する申し合わせ」において定められている。同委員会では、見直しに必要な検証も 併せて、教育研究組織の設置及び改廃その他将来構想、組織別の教員、事務職員、 専門職員等の配置等を審議している。また、組織検討委員会の構成員は、学長を委 員長とする全学の点検評価委員会の構成員及び内部質保証の体制における実施の責 任主体や改善及び向上の責任者を含んでおり、全学部改組、大学院研究科の改組及 び教職大学院の設置について、全学点検評価委員会が当該見直しの検証にどのよう に関与したかは明らかではないが、情報共有が組織的に行われている。

### 【山形大学】

教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みについては、「教育研究組織改編等に関する規程」において規定されている。部局等の提案による組織整備構想については、部局等の教授会等から計画書が学長に提案され、学長がこれを受理したときは、役員会の議を経て、教育研究評議会又は経営協議会に諮ることとしている。

# 【東京外国語大学】

学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しの手順は、詳細まで明文化していないが、大学の戦略や全学的な点検・評価の結論等を踏まえて、学長室会議などの全学的な会議で発議の後、学部間や全学的な観点を踏まえた調整を経て、教育研究評議会で審議することとしている。

### 【長岡技術科学大学】

教育研究組織の設置及び改廃その他将来構想に関しては、法人の長たる学長を委員長として将来計画委員会で審議し、役員会で決定している。

#### 【岐阜大学】

内部質保証体制の中核的審議機関である教育研究評議会及び経営協議会において 教育課程に関する重要事項を審議することとしている。実際、自然科学技術研究科 の設置に関しては、これらの審議機関及び役員会において、質保証に関わるワーキンググループ等に意見を聴いて審議している。

### 【豊橋技術科学大学】

重要な組織の設置又は廃止に関しては、戦略企画会議で企画・立案が審議され、 教育研究評議会の審議を経て決定されることとしている。戦略企画会議の企画・立 案の内容は質保証の観点を含んでいる。

また、戦略企画会議は、内部質保証に係る統括責任者である学長が議長となって おり、環境・生命工学課程等の名称変更にあたっては、在学生、保護者、高等専門 学校等へのアンケート調査を行い、その結果を戦略企画会議で検討し、大学の設置 等の認可申請・届出に係る提出書類に反映させるなど、質保証の観点を含んだ仕組 みにより検討している。

# 【京都大学】

教育研究組織の設置及び改廃に関しては、役員会の諮問に応じて、企画担当の理事を委員長とする企画委員会で審議し、役員会に答申する仕組みを有している。

### 【京都教育大学】

大学、学部、研究科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項については、 役員会での審議事項と定められている。

平成29年度からの附属京都小中学校の義務教育学校への移行にあたっては、企画調整室の下に義務教育学校専門委員会が組織され、学内外のステークホルダーの意見を踏まえ、取組内容、課題への対応策について検討が重ねられ、企画調整室、役員会において審議されている。また、義務教育学校への移行後は、義務教育学校専門委員会において、定期的に移行後の状況の確認が行われている。

附属教育実践センター機構の再編・統合にあたっては、連携協議会や教職キャリア高度化センター関係会議(平成29年度までは教職キャリア高度化推進会議を設置)において、京都府・市教育委員会と連携するなど、学内外のステークホルダーの意見等を踏まえ、再編・統合が検討され、企画調整室、役員会において審議されている。

### 【和歌山大学】

教育研究評議会において教育課程に関する重要事項を審議し、企画・評価委員会が、自己点検・評価及び自己点検・評価結果に基づく改善を進めて検証等を行うこととしている。

### 【徳島大学】

学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止等といった、教育研究上の組織の重要な見直しについては、役員会の下、教育研究評議会において審議されている。

平成26年度には、「学部等設置準備委員会規則」を制定して、学部新設・改組に向けた基本方針の検討、全学的な調整等を行ったほか、新設、改組等に向けた8つの準備委員会を設置して教員の組織及び人事、教育及び研究、予算、施設及び設備等について検討するとともに、経営協議会学外委員からの提言を踏まえるなど質保証の観点を含んだ検討を経たうえで、生物資源産業学部及び理工学部の設置並びに総合科学部の改組を行っている。

平成28年度には、大学院研究科の新設・改組等について検討を行うため、大学院研究科設置検討委員会を設置し、令和2年度の新研究科開設に向け、基本方針、組織体制、教育組織改革に関すること等を審議する体制をとっており、必要に応じて、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができることとしている。

また、徳島大学理工学部地域連携懇談会における意見等を踏まえるなど質保証の観点を含めて検討を進めている。

# 【鳴門教育大学】

教育研究組織の設置及び改廃その他将来構想に関して、学長は大学改革の方向性として大学改革推進委員会に諮問し、その答申を受けて審議することとしており、答申の内容、審議の内容は質保証の観点を含んでいる。また、大学院改組に向けた環境整備に係る事項に関する企画・提案・助言については、大学院改組実行委員会、各種の関係委員会が役割を分担して行っている。

### 【総合研究大学院大学】10

教育研究評議会及び経営協議会において、大学の研究科、専攻その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項を審議することとしており、また、教育研究評議会において、大学の教育課程の編成に関する方針に係る重要事項を審議している。

大学本部に設置された先導科学研究科を除く研究科における専攻の新設・改廃については、大学法人と機構等法人が協議の上で決定することが機構等法人との連係協力に関する協定書において定められている。

<sup>10</sup> 総合研究大学院大学については、教員、施設等の教育の基盤が大学共同利用機関法人が設置する大学共同利用の研究機関によって提供されるという特異な存立形態をもつころから、実質的な意思決定の過程が複雑となっている状況を記載するにとどめている。同大学の評価結果についてはこの状況は基準 2-1 から 2-3 についても同様の注意を払って理解する必要がある。

さらに、「内部質保証のための手順に関する申し合わせ」において、研究科・専攻 その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、当該見直 しが研究科・専攻の目的や各ポリシーに影響を与えるときは、全学評価実施委員 会が全学教育委員会と連携して、当該見直しに関する検証を行うものとされてい る。

### 【北陸先端科学技術大学院大学】

「役員会規則」において、役員会が大学、研究科、専攻その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項を審議し、「経営協議会規則」において、経営協議会が組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項を審議し、「教育研究評議会規則」において、教育研究評議会が教育課程の編成に関する方針に係る事項を審議することになっている。

令和元年度の対象大学がすべて国立大学であったことから、以上のように国立大学法人法の遵守を想定して分析することが可能であったが、国立大学法人法に拘束されたない大学について、どのような手法によって基準 2-4 に係る状況を分析することができるかについては、今後の課題となっている。また、基準においては「教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直し」の全般を対象として適切性の検証のシステムを求めているが、以上の手法によっては、組織改変以外の重要な見直し(たとえば、3つのポリシーの変更)における適切性の検証の実際、すなわち、機関別内部質保証体制の大学運営のための意思決定における位置づけを十分に分析しきれない恐れがある。もちろん何が重要であるかということは、大学の性格、大学が置かれた状況によって変化し得るものであるので一律の評価手順を定式化することはできないものの、この点についてはさらに議論を深め、評価機関と評価対象大学との間で認識を共有する必要がある。

#### 基準 2-5 について

基準 2-5 では、教員、教育支援者(多くの場合は事務職員、技術職員、図書館員などの職種に就く者)、教育補助者(多くの場合は、ティーチング・アシスタント、スチューデント・アシスタントとして雇用、委嘱されている者)について、その質の維持向上を図る仕組みについて、内部質保証体制の構成要素として点検、評価している<sup>11</sup>。この項目は、2 巡目においては、基準 3-2(教員の採用、昇任、評価)、基準3-3(教育支援者、補助者の配置状況)、基準8-2(これらの質の維持向上を実現するファカルティ・ディベロップメント(FD)、たとえば、研修活動の企画、研修活動へ

11 教員の配置状況は基準 1-2 で教育研究上の基本組織に係る状況として分析、評価している。教育支援者等の配置状況は、教育研究上の基本組織に関して法令上の定量的な求めはないので、質保証の脈絡で評価することとしている。

の参加状況)として分散して分析していたものを、内部質保証という観点から統合的に扱うこととし、基準 8-2 が、教育の内部質保証に関する基準であったことにより、第3巡目では内部質保証に係る基準をまとめた領域の一部として分析、評価している。

これらの状況については、すくなくとも令和元年度の対象大学については、第1 巡目、第2巡目の評価を通じて、その状況を分析、記述し、その内容を根拠として、これらの基準を満たしていると判断してきたことから、とくに大きな変更がない場合には過度に詳細にわたる記載を行わないこととした。重要な変更が行われている場合の記載例としては、以下のような京都大学における状況の指摘がある。

なお、平成 20 年 9 月より 4 回の評価を実施しており、第 2 回教員活動状況報告書の指摘を受け、 第 3 回に自己評価書(基本様式例)、教員活動状況報告書(ひな形)が作成され、また、「京都大学教育研究活動データベース」を参照することで作業の簡略化を狙うとともに、評価項目別自己評価 の 5 段階評価とそれぞれのエフォート率、並びに全体評価の 5 段階評価を導入し、評価の簡素化や 共通化並びに教員活動の経年変化を見る試みに着手した。さらに第 3 回教員活動状況報告書の指摘を受け、評価項目の一定の整理を行い、各部局の判断で利用できるように「教員評価自己評価書における評価細目概要」を作成し、評価方法の共通化を進めている。

また、教員の評価とその反映に関しても第1巡目、第2巡目の分析状況を踏まえ、評価活動の結果、その反映状況について様式を示して記載を求めることにとどめている。また、第2巡目まで評価結果の教員の処遇への組織的な反映を一律に優れた点としてきたことを改め、大学が自己評価書において優れた点となり得る取組として分析していな場合には、従来の扱いを行わないこととしている。その結果、すでに第2巡目までも見られたように、教員業績評価の目的を大学独自の構想のなかに位置づけ、改善している取組も分析の対象となっている。

#### まとめ

以上が令和元年度における内部質保証に関する評価結果の概要である。内部質保証に関する評価の第1年度であることから、判断方法について過渡的な措置をとったことを含めて整理した。令和2年度以降においても、内部質保証に関する安定的な評価体制、評価方法を柔軟に構想、実施することとしている。

No. 大	大学	基準2-1 評価結果の根拠・理由
1 第	室蘭工業大学	機関別小部質保証体制は次のように整備されている。内部質保証に係る最高責任者を学長とし、学長が指名する理事(令和元年度は総務担当理事)が評価分析室長として自己点検・評価の責任者としている。この体制における中核的な審議機関である役員会と評価分析室であり、令和元年6月の役員会で決定された「内部質保証に係る基本方計」において、役割分担を明確に定めている。中核的な審議機関である役員会は学長、理事から構成され、評価分析室は、学長が指名する理事1名、学長が指名する製量1名、学長が指名する教員若干名、学長が指名する教員若干名によって構成されている。「内部質保証に係る自己点検・評価安施要項」別表(第5条関係)の自己点検評価項目に関して、「教育課程と学習成果」は学科・専攻、それ以外の学生支援、学生受入及び施設整備は関係委員会等が責任主体となっている。 また、それぞれの教育研究上の基本組織によってすべての教育課程の質保証に責任をもつ体制が次のように整備されている。理工学部においては、学長の下に、学科長と教育システム委員会委員長が責任者としてその質保証を行っている。工学研究科博士前期課程においては、学長の下に、専攻長と教育システム委員会委員長が責任者としてその質保証を行い、工学研究科博士後期課程においては、学長の下に、専攻長と教育システム委員会委員長が責任者としてその質保証を行い、工学研究科博士後期課程においては、学長の下に、専攻長と教育システム委員会委員長が責任者としてその質保証を行い、工学研究科博士後期課程においては、学長の下に、専攻長と大学院工学研究科博士後期課程専攻長等議議長が責任者としての関保証を行っている。また、施設設備に関する内部質保証体制は次のように整備されている。施設に係る自己点検及び評価については、学長が指名する理事又は副学長を責任者として施設アメニティー委員会が、情報基盤に係る自己点検及び評価については、学長が指名する理事を責任者として情報基盤委員会が、附属図書館に係るが評価については、学長が指名する理事を責任者として情報基盤委員会が、附属図書館に係る自己点検及び評価については、学長が指名する理事とは副学長を責任者として国際交流委員会が質保証を行っている。それぞれの役割は、各委員会規則において明文化されている。学生支援に係る自己点検及び評価については、学生を責任者として関係で活委員会が関係証を行っている。それぞれの役割は、各委員会規則において明文化されている。学生受入に係る自己点検及び評価については、学長を責任者として大学院工学研究科博士後期課程等な長等会議が質保証を行っている。それぞれの役割は、各委員会等規則において明文化されている。
2 第	見 エ	内部質保証の総括責任者である学長及びすべての理事、副学長、事務局長から構成される基本戦略立案会議は、大学評価委員会又は教務委員会を通じて大学の諸活動における自己点検・評価に関する報告を受け、その分析に基づく改善及び向上の取組の立案及び進捗の点検を行うものとし、重要な事項については教育研究評議会及び経営 協議会に諮ることとしている。教育課程においては、各学科の長、各専攻の代表者(専攻主任)が質保証の責任者である。施設設備に関する質保証は、施設環境委員会委員長を責任者として施設環境委員会が担っている。学生支援に関する質保証は、全般的には学生委員会委員長を責任者として学生委員会が、相談体制については学生よろず相談室長を責任者として学生よろず相談室が、就職支援については就職支援室長を責任者として就職支援室が、「CT環境については教育IT支援室長を責任者として教育IT支援室が、障害のある学生への支援については、障がい学生支援室長を責任者として障がい学生支援室がそれぞれ担っている。学生受入に関する内部質保証体制は、教育支援機構長の推薦に基づき学長が命ずる教授を責任者としてアドミッションセンターが質保証を行っている。 これらについては自己評価書提出時点には明文化されていなかったが、令和元年11月までに「内部質保証に関する要項」を定め明文化している。
3 月		会際は中海的な主体的は以下のこれが重要されている。ただは、機能的に対する場合性を支援を行ってきたの場合性がである。大学には関するなどのような大きないであるとは言えなかったが、有能体を注意するに、内容的は悪心は表現している。との、学校と特別が企業を持ちる数学の政権を対象としている。との、学校と特別が企業を対している。との、学校と特別が企業を対している。との、学校と特別を企業の必要がある。 「内容の関係を企業を与えているとは思えなかったが、全部の主意を表している。」との、学校とないでは、「内容の関係を受け、学校とないでは、「内容の関係を受け、学校とないでは、「内容の関係を受け、学校とないでは、「内容の関係を受け、学校とないでは、「内容の関係を受け、学校とないでは、「内容の関係を受け、学校とないでは、「内容の関係を受け、一定の、学校とないでは、「内容の学の関係を受け、一定の、学校とないでは、「内容の学の関係を受け、一定の、学校とないでは、「内容の学の関係を受け、一定の、学校とないでは、「内容の学の

No.	大学	基準2-1 評価結果の根拠・理由
4	岩手大学	を受ける場所を対し、対象・企用・19年の日本・20年の公司・20年の日本・20年の公司・20年の公
5	山形大学	機関別内部質保証体制は次のように整備されている。学長を内部質保証に関する業務の最高責任者とし、その指示に基づき評価関係業務を実質的に読括する責任者を、評価関係業務担当の理事・副学長としている。加えて、法人部局及び大学部局に、当該部局における内部質保証に関する業務を行う者として各部局長を部局責任者としている。この体制における内部質保証に関する実務を行う者として各部局長を部局責任者として対応証を行うこととしている。 加えて、法人部局及び大学部局に、当該部局における内部質保証に関する業務を行う者として各部局長を部局責任者として対応証を行うこととしている。 大き課程基盤教育においては、学士課程基盤教育においては、学士課程基盤教育機構長を責任者として対応証を行うこととしている。 大学院社会文化システム研究科、理学研究科、有機材料システム研究科、機材料システム研究科、農学研究科、教育実践研究科においては、それぞれ当該研究科長を責任者として資保証を行うこととしている。 大学院基盤教育においては、大学院基盤教育機構長を責任者として対応証を行うこととしている。 大学院基盤教育といいでは、大学院基盤教育機構長を責任者として対応証を行うこととしている。 大学院基盤教育といいでは、大学院基盤教育機構長を責任者として対応証を行うこととしている。 大学院基盤教育といいでは、大学院基盤教育機構長を責任者として対応証をしている。 大学院基盤教育といいて責任をもつ体制については、自己評価書提出時には十分に明文化されていなかったが、令和元年12月までにそれぞれの規則類を改定し、次のように整備している。施設及び設備については、「施設等の有効活用に関する規程」のとおり、各法人部局長が「内部質保証に関する規程」のとおり、各法人部局長が「内部質保証に関する規程」第3条に基づき、施設に関する自己点検・評価を実施し、自己連検・評価を主意を関するととしている。学長に関金を対応に施設使用の是正を指示する。格元を受けた当該法人部局長は、施設使用の金書目車を主まし、投入が管理を主意を担ていて検討を行い、改善計画を主としている。学長に報告する自己連検・評価を実施し、自己連検・評価を対応に、の書刊書を定定する。委員長は、で書刊画について検討を行い、改善計画を変していまして、の書刊書を定定する。委員長は、改善計画について検討を行い、改善計画を発定する。ととしている。学の表別を受けた部局は、当該指示を踏まえた改善等を図り、その結果を委員長に報告し、委員長は学長に報告することとしている。学品及び活動対策全般の状況に関する自己連検・評価を禁止し、自己連検・評価の結果、改善が必要と認められた場合には、その指置について検討を行い、改善計画を発定する。委員長は、改善計画について学長に報告することとしている。学生受力については、「八学試験委員会規程」のとおり、ご認力を提供し、当該指示を踏まえた改善等を図り、その結果を委員長に報告し、委員長は学長に報告することとしている。

No. 大学	学	基準2-1 評価結果の根拠・理由
東京外国語大学		学科を検討者性格とし、自続・評価担当計学表を自己自称・評価の責任者、教育担当理事、財務担当理事、学生提出当出学系、附属問題報義、完合権自つずルーションセンター長をそれぞれの領域における標準・向上活動の責任者としている。この体制における相様的な基準機同は教育研究課金と会学点検・評価委員会であり、それぞれの後的公表化「教育研究評議会規程」及び「全学点検・評価委員会規程」に定められている。教育研究課金は、内部質保証体制を機能させるために情報を共有する必要がある予長、理事、副学系、附属図書館長、大学院題倫目学研究院長、大学院国際日本学研究院長、言語文化学部長、国際日本学部人アンア・アフリカ高語文化研究所長、発酵与異体とよって、全学点検・評価委員会は国学長、学長機体、若干人の教員、総裁企画課長等によって、それぞれ構成されている。 それぞれの教育研究上の基本組織において、教育理程の質性経に責任者として特別を以下のように整備している。 言語文化学部においては、言語文化学科について学部長を責任者としてその質保証を行っている。国際社会学部においては、国際社会学科について学部長を責任者としてその質保証を行っている。制度日本学収入が共同サステイナビリティ研究専及を責任者としてその質保証を行っている。制度日本学収入が共同サステイナビリティ研究専及においては、定義としてその質保証を行っている。制度日本学収入が共同サステイナビリティ研究専攻においては、定義としてその質保証を行っている。制度日本学収入が共同サステイナビリティ研究専攻においては、定義としてその質保証を行っている。総会は正大学と電気通信大学との共同サステイナビリティ研究専攻においては、注接及が協力のもと安定的かの機能の実施について協定書を定め、共同サステイナビリティ研究専攻長を各大学におき、共同教育課程の構成及び実施に関する基本の事項などについて、各々の大学教員から構成される連絡協議会を中核として適能している。 運営している。 施設及近常価件を扱いついては、関手の経験と当りを責任者として財務・施設マネジメント・オフィスが、情報基盤については、総合情報コラボレーションセンター長を責任者として総合情報コラボレーションセンター委員会が、附属図書館については、附属図書館長を責任者として図書館委員会が分担して賃保証を行っている。 学生支援に関する内部管理証体制は、以下のように整備されている。 学生支援に関する内部管理証体制は、以下のように整備されている。 学生支援に関する内部管理証体制は、以下のように整備されている。 学生支入については、理事(教育担当)を責任者として、教育でドミストレーション・オフィスが質保証を行っている。 とよらの役割分別は、「総合教育会議に置く機能別オフィスに関する规程」、「図書館委員会規程」及び「総合情報コラボレーションセンター規程」によって定めでいる。
7 長岡技術科学大学	£ 1	機製別が背質部証券制は以下のよう上級値されている。  本典を経験責任をとし、理事・訓学を(教育研究論:中価・高等理問出)を自己結合・中部の責任者、学長を決意及び加上活動の責任者としている。この体制における中核的な蓄濃機別は大学中国委員会であり、その役割分担は「自己計価規則」及び「大学評価委員会教程」に明定に定められている。中核的な蓄濃機別である大学評価を自会をおけ、内型保保証は割と機能させるために情報を共有する必要がある2名の歴事・訓学長、審視局長、その後半長が定めた者2名によって構成されている。 それぞれの教育研究」の基本機能とよって、すべての委首指揮の資産がに実行をより体制を以下のように整備している。 エ学研究はよいては、機械の担当工学研究、電力管理化学学及、機能科学学及、機能科学学及、生物機能工学研究と対象を関于等文、情報・必要ンステム工学事及、展子がシステム安全工学等文、技術科学イ/ベーション等文、情報・初節工学事文、対料工学等文、エネルギー・構成工学事文及び生物的会工学等交について研究外の変である工学研究と当代を支援するとしての資保証を行っている。 エ学研究がはたいては、機能が高に対すすな、機能が一定学文、体が手が表する場所を責任者として質保証を行っている。 本語な場所を当代といては、機能が高に対するには、機能が高に対する機能がある。 ある工学研究がある情報としてその資保証を行っている。 技術経過ぎが表けに対してもの実施を含むなっていて研究があるである機能経過が共れる音性者として質保証を行っている。 建設が場所に関する内別気に近体制は以下のように整備されている。 建設を設備に対している。対象に経過されないが、また者として施設に関連を合きなが必要しまして経過を含めないでは、機能と対象には関する優性を必要しまして検診なを受けないのように整備されている。 学生支証関する内が数にないには「大きに付款を対象として自分では、製金を信きとして伸いたのからから、全に対している。対象に対している。できまを含むないが、これぞれの所容等項については、影響を(国際連集・11年間)を責任者として国際企業会自会が、それぞれが他に関する優性が同じいてのからかり、これで対象には関する機能とのないでは、影響を(国際連集・手生支援といて関本の変化を対象にないる)とれぞれが他とないを含めらかには、対象に対象を含めが、これぞれの所で事項については、影響を信息を表して国際企業会会が、デ生支援とないを含めが表したよって明文をされている。 学生会に関するの対象に対しては対象とされている。 学生会に関する対象を含むないでは、大きを考に対している。気候がについては、影響を有いる。自己が個黒提出時点には明文化されているからが、所容等項については、影響を(国際連集・十年間)を責任者として国際企業会会が、それぞれが他に対象となれている。の学が発展しないでするの表に関する機能が表しては、対象を含むされている。の学と発展では、これで研究を含むないである。

No. 大学	基準2-1 評価結果の根拠・理由
8 岐阜大学	学校を認めま作者として、選挙(位面・評価・金色語)・福学長及び連集(核会・指揮を促出)・副学長を自己はな、評価の政任者として関いている。なき・何上込後の女性者とは大生地の2人の理事に加入、3人の選挙や3人の副学長が大れたれの分替を出当っる特別となっている。この体制における縁続の女性の担当、向上に買するよう方は、下部の事業と表情を実施を含める機能を含めると思う。「自己は、下部の事業と表情を実施を含める要素と表情を実施を含める要素と表情を実施を含める要素と表情を実施を含める要素と表情を実施を含める要素を表情を実施を含める要素と表情を実施を含める要素と表情を実施を含める要素と表情を実施を含める場合に関する学的な適用(自動及び改革の指示、情報の提供)を行っている。各基本組織とおいては、教学企画室から関係や情報を表している。 「直接の関連を担けする学別)が関わられ、国軍(後年・制度学校理)・副学者を観音を含むる政権理念・学生支援機構(特学を企図)が教育の質が立に関する学的な適用(自動及び改革の指示、情報の提供)を行っている。各基本組織とおいては、教学企画室からの指示や情報機能、独自の情報収定結果を基に合後・評価を関係、実施していることがあるの提供を表している。「各域を関係を表している」を表している。「各域を関係を表している」を表している。「大学の事業を表している」を表している。「大学の事業を表している。「大学の事業を表している」を表している。「大学の事業を表している」では、大学企画学を表している。「大学の事業を表している。「大学の事業を表している。」となななないでは、表している。大学の学のでは、一般となないでは、大学の表情を表している。「大学の事業を表している」を表している。「大学の事業のなどといった。「大学の事業を表している」はなる大学などは大学の方のでは、一般とないで表している。「大学の事業のなどといった。」とないでは、大学の表している。「大学の事業を表している。大学の表している。大学の表しないで表している。大学の表し、表している。「大学の表し、表している」となり事業を表している。大学の表しないで表している。大学の表しないで表している。大学の表している。大学の表している。大学の表しないで表している。大学の表している。大学の表しないで表しましている。大学の大学が表しましている。大学の大学を表している。大学の大学を表している。大学の大学を表している。大学の大学を表している。大学の大学を表している。大学の大学を表している。大学の大学を表している。大学の大学を表している。大学の大学を表している。大学の大学の表している。「大学の大学を表している。大学の大学を表している。「大学の大学を表している」を表しましている。「大学の表しないを表している。「大学の表しないで、大学の人学を表している。「大学の表の書を表している。「大学の表の情報をしている。「大学の大学を表している。「大学の表の情報においては、大学の大学を表している。「大学の表の情報を言している。「大学の表の情報においては、大学の大学を表している。「大学の表の情報を言している。「大学の表の情報を言している。「大学を表している。「大学を表している。「大学の表の情報を言している。「大学の表の情報を言している。「大学の表の情報においては、大学の表の情報を言している。「大学の表の情報を表している。「大学の表の情報を言している。「大学の表の情報を言いている。「大学の情報を表している。「大学の表の情報を表している。「大学の表の情報を表している。「大学の表の情報を表している。「大学の表の表しないないないないないないないないないないないないないないないないないないない
豊橋技術科学大学	機関別所認質を証体制は、以下のように整備されている。 「自己点検・評価に関する基本方針、において、学長を総属責任者とし、学長が指名する理事义は割学長(日標・評価担当)を自己点検・評価の責任者、各担当理事・割学長者しくは割学長、大洋価を見合が中心となって行い、自己点検・評価の政策・向上活動の責任者とすることを定めている。この体制における中核的な審滅機関は大学点検・評価の責任者と、生成数争の主義を対象の支援を訴訟を対象を訴訟に対象の表情を表することを定めている。この体制における中核的な審滅機関は大学点検・評価の責任者と、学長が指名する理事又は割学長、日間・評価本部組入 部局人核・評価を見合の委員長、事務局長等によって構成され、目標・評価本部は、学長が指名した理事、制学長又は学長物別補佐、学長戦略企画課長等から構成されている。 大学点核・評価委員会は、学長が指名する理事又は割学長、日間・評価本部制制制な、部局人核・評価委員会の委員長、事務局長等によって構成され、目標・評価本部は、学長が指名した理事、割学長又は学長物別補佐、学長戦略企画課長等から構成されている。 それぞれの教育研究上の基本組織によって、すべての教育建造の資産試に責任をもつ体制が以下のように整備されている。 イモで、の事業を表して、また、大学の教育建造の資産試に責任をもつ体制が以下のように整備されている。 イモで、日本技術者教育設定機構(以下、「1 A B E E」という。」による設定を受けている。第一は課程の手護性の事務して、日本技術者教育認定機構(以下、「1 A B E E」という。)による設定を受けている。 施設設定が適何の全般なついては、以下のように整備されている。 施設設定が適何の全般なついては、リアのように整備されている。 施設設なが適何の全般なついては、デモが指名した理事を責任者とした競技マネジメント戦略本部が、開催政権を責任者とした情報基権委員会において書話され、「開放政策を責任者とした情報数率を作成された情報基盤と情等に係る更要単し、「「価報基権委員会を受」及び「散場企画会議院別」によって定められている。 学生支援に関する所の部分な注射、以下のように整備されている。 学生支援に関する研究保証・情報とアラの書に関わるものについては、学長を責任者として学生支援を訴訟といいは、グローバル工学教育推造機構長を責任者としたグローバル工学教育推造機構を長長会が、その他の学生支援については、学長が指名した副学長又は教授を責任者として学生を消養員会が分担して発生証を行っている。その役割とは、「「全社を必要し」、「「グローバル工学教育推進機構会員会が、その他の学生支援については、学長が指名した副学長を責任者として学生を必要の表に関すによって定められている。 大学主義と関する主義を持ち、以下のよりに整備されている。 大学主義と関する主義を持ち、は、アーバル工学教育推進機構会員会規程」によって定められている。 大学主義と関する主義を持ち、以下のよりに整備を持ちために対し、「プローバル工学教育推進機構会員会規程」によって定められている。 大学主義と対力が報告として学生を支援を持ちたいでは、「グローバル工学教育推進機構会員会規程」によって定められている。 大学主義は対力とは、「学長が指名した副学長を責任者として対域教育を責任者として学生支援の規模に対している。その役割は、「企業を対し、「プローバル工学教育推進機構会員会を持ていては、学長が指名した副学長と責任者として学生支援の関係を持ていている。その役割は、「入り主義権権が対し、関係を持ていては、学長が発生の対し、「対しないないないないないないないないないないないないないないないないないないない

No.	大学	基準2-1 評価結果の根拠・理由
10	京都大学	機関別のは資産温本を配と以下のように基準している。
11	京都教育大学	機製別外の姿質を証本制は、以下のように整備されている。 「内部資保証の制法、責任者と見ている。 「内部資保証の責任者としての学長を自己点検・評価の責任者、総務・学生指導、労務・財務担当の理事をわれている。は、理事と利用の責任者としている。この体制における改善、の上活動の責任者としている。この体制における中核的な審議機関は資金と表面が表示。後の責任者としている。とな申し合わせにおいて、全部の内部資保証を制は明文化されている。 となわれの情報共有を行っている。上記申し合わせにおいて、全部の内部資保証を制は明文化されている。 それぞれの教育研究上の基本組織によって教育課程ごとの資保証に責任をもつ体制は、以下のように整価されている。 それぞれの教育研究上の基本組織によって教育課程ごとの資保証に責任をもの特別に以下のように整価されている。 参加記録に関する市的資保証を制さったの言葉を受けっている。数学学研究性はないな、学校教育事攻、解す数官事攻、解判教育事攻について教育学研究科長を責任者として必可資保証を行っている。通常要求について研究科長を責任者として可保証を行っている。 参加記録に関する市的資保証を制は、以下のように整価されている。 参加記録に関する市的資保証を制は、以下のように整価されている。 参加記録に関する市的資保証を制は、以下のように整価されている。 参加記録に関する市的資保証を制は、以下のように整価されている。 参加記録に関する市的資保証を制は、以下のように整価されている。 学生技に関する商品資保証を制は、以下のように整価されている。 学生技に関する商品等保証を制は、以下のように整価されている。 学生技に関する商品等保証を制は、以下のように整価されている。 学生技に関する商品等保証を制は、以下のように整価されている。 学生技に関する需要事項については、理事・副学長(教练・学生指導担当)を責任者として教学技術でいる。その後の労働として研究科達の要が発生して研究科達の要が発生して研究科達の要が発生して研究科達の要が発生して研究経過の要性を制と手順についての中合せ」において明文化されている。 学生党人に関する内部資保証を制は、以下のように整備されている。 学生党人に関する内部資保証を制は、以下のように整備されている。 学生党人に関する内部資保証を制は、以下のように整備されている。 入学者域在のとり方については、理事・副学長(教练・学生指導担当)を責任者として研究科達の要性を制と手順についての中合せ」において明文化されている。 入学者域在のとり方については、研究科達の要点を対質体証を行うこととしている。 なれ、連合教護実践研究性における入学者域在方法等の策定、実施、検証については、研究科表を責任者として研究科達の要点を分別担して関係されている。 入学者域在のとり方については、研究科達の要点を分別とて研究社が可能は、研究保証の要点を対けに対して対すな必要はあり、表における入学者が表の策定、実施、検証については、研究科表を責任者として研究科達の要点を行うこととしている。 またれ、研究保証の対して関係されている。 ・学生物理を対して関係されている。 ・学生物理を対して関係されている。 ・学生物理を対して関係を対して関係を対して関係を対して関係を対して関係を対して関係を対して関係を支配を行うこととしている。 ・学生物理を対して関係を対して対して対して関係を対して関係を対して関係を対して関係を対して関係を対して関係を対して関係を対して関係を対して関係を対して関係を対して関係を対して関係を対して関係を対して関係を対し

No. 大	大学	基準2-1 評価結果の根拠・理由
12 L	和歌山大学	機関別内部質保証体制は以下のように整備されている。 企画・評価委員会を置き、学長を委員長に対て、内西質保証の総括責任者となる体制を整備している。企画・評価委員会には、各領域の自己点検・評価及び改善・向上の責任者である理事(教育、入試、学生支援、施設担当)、理事(総務、財務、研究、産学連携、広報、国際交流、学術情報担当)、理事(社会連携担当)に加えて評理当の副学長が参画している。また、学系長、学部長や再務局長などが参画することによって、内部質保証を機能させるための情報共有や審議を行っている。さらに、「自己点検及び自己評価に関する規則」を定め、学長を中心に継続的な自己点検・評価及び改善を行う体制を明文化している。それぞれの教育研究上の基本組織において、教育課程の責保証に責任をもつ体制は別態様式 2 ー 1 - 2 のとおり整備されている。 「教育の内部管保証に関する方針・手順」を定め、外部質保証を動の実施性位や頻底、手順を呼降に定めている。各学部、研究科では、学部長、研究科では、学部長、研究科では、学部長、研究科の事任者となり、毎年のモニタリング活動や、一定程度の年数ごとに外部評価を実施するレビュー活動などを行うことが明記されている。加えて、教授会やF D 委員会が教育の質の上に取り組むことも明記されている。このような部局単位での内部の保証活動だけでなく、学部展制的な教養教育についても自己点検・評価と改善を行う体制が構築されている。 ためらがお参え企画・評価委員会がクロスカル教育機構教育改革推進専門設金(母系教育 3 人を記置)とともに覆ましている。加えて、教唆情報をかインスティテューショナル・リサーチ機能を持ち、これらの活動を支援している。施設及び設体、学生支証がで生の受人に関して保証をの責任及び実施体制については、「自己点検及び自己評価における施設及び設備、学生支援、学生受人に関する評価基準」に明確に定められている。 施設及の設施・学生支証がは以下のように整備されている。 施設及の公教に関する内部保保証体制に以下のように整備されている。 対象及の公教の全教については協定担当の理事を責任者として財務・施設委員会が、学室環境及び情報設備については教育と関係国際連携については教育の事事を持者として保証センターが、障害を持つ学生の支援については博がい学生支援部門会を責任をしている。 学生支援に関する書業専事見については学生支援を目の地方は、国際連携部門長を責任者としてクロスカル教育機構的がい学生支援部門会を責任者として日本の力の教育機構的が単生支援制力の理事を責任者として保証センターが、障害を持つ学生の支援については関がい学生支援部門会を責任をしてクロスカル教育機構的と呼を支援部門の全主を責任者として発症を行っている。 メ学主義に関する内部質保証体制は以下のように整備されている。 入学者選抜力法の改善は入学試験担当の理事を責任者として分に対し、調査研究はアドミッションオフィスが分担してオフィス長を責任者として質保証を行っている。 入学者選抜力法の改善は入学試験担当の理事を責任者として入学試験委員会が、入学者選抜の制度設計、調査研究はアドミッションオフィスが分担してオフィス長を責任者として質保証を行っている。
	徳島大学	「内部資保証に関する方針」及び「自己点検・評価に関する実施要項」によって、学長を内部資保証の設格責任者とし、その下で内部資保証に関する業務を実質的に担う者として推進責任者を置き、叙格責任者の指示及び内部資保証体制に基づき所定する委員会等において内部資保証を推進することを内部資保証に係る体制として定めいる。 推進責任者は、理事・副学長(教育担当)、副学長(国際交流担当)、理事・副学長(研究担当)、理事・副学長(地域・産官学連携担当)、事務局長・副学長(総務・財務担当)、及び附属図書館長とし、それぞれの担当を踏まえて自己点検・評価を行い、その結果を学長が指名する副学長、附属図書館長、各学部において自己点検・評価とわから表見、教養有限から運用された教具等で帰放させる利用を介が、その成者を得した。「日本の表情が最近、大学表情を見まれた教具等で帰放してきる負責会及び、推進責任者、各学部長、各教育部長、各研党部長、教養教育競長等を構成させる事情が最大の基本組織によって、すべての教育課程の資保証に責任をもつ体制が別議権式・2ー1ー2のとおり整備され、その自己点検・評価の結果なが担いてといいる。 それぞれの教育研究上の基本組織によって、すべての教育課程の資保証に責任をもつ体制が別議権式・2ー1ー2のとおり整備され、その自己点検・評価の記集は、大学教育委員会によって共有され、高等教育研究センターの支援を行く分析・蓄護されている。 格放及の実施を執口ついては、事務局長・副学長(後所・財務担当)を責任者として施設・環境受賞会が、情報政権については、理事・副学長(地域・産官学連携担当)を全長とする情報報場至が、附属図書館長を責任者として附属図書館運営委員会か分担して資保証を行っている。その役割分担し、「内部資保証に関する自己点検・評価実施要項」によって定めており、学習環境の整備に責任をもつ体制については、学生委員会が学を持定しましましましましましましましましましましましましましましましましましましま
14   1	鳴門教育大学	機関別内部受保証体制は、以下のように整備されている。 機関別内部受保証体制は、以下のように整備されている。との体制における中枢的な素種機関は自己会後、評価委員会であり、自己会後、評価委員長としての副学長(評価担当)を自己会後、評価委員年としている。委員は教育研究上の目的を達成するための組織として富かれる各事攻の長であり、子士課性及び大学院議院の同かを担手さ、自己会後、評価委員会を、評価の責任者としている。を見は教育研究上の目的を達成するための組織として富かれる各事攻の長であり、子士課性及び大学院議院の同かを担手さ、自己会後、評価委員会教程」において、令犯完年11月までに明文化されている。 子れぞれの教育研究上の基本機能によって、子へての教育課程の保証に責任をもつ体制が以下のように整備されている。 子れぞれの教育研究上の基本機能によって、ティての教育課程の保証に責任をもつ体制が以下のように整備されている。 子れぞれの教育研究上の基本機能によって、マイスで教育課程の保証に責任をもつ体制が以下のように整備されている。 子れぞれの教育研究上の正本機能によって、これて初の教育課程の保証に責任をもつ体制が以下のように整備されている。 子れを表すからないましては、ディスである課金はあることにより、それぞれの教育課程の報酬的な選手・向上活動は、学部においては子校教育学教徒委員会、研究院においては大学院学校教育研究科教徒委員会が判立し、その責任者として到学及(教育・研究判別)を委員気に入ている。 いずれの教務実員会 おいても解析しなアイでの教育課程がも会性に対しての主意とれていることに対しまして、デザン教育学科教徒委員会規定にいる。 おいても所述内はアイの教育課程の教育により、子れぞれの教育課程の報報的な改善。向上活動を非性している。上記については、自己評価機能由時には規定されていなかったが、「内部宣保証に関する方針」及び「秘務委員会規定」及び「形式委員会規定」において、全地元411月までに明文化されている。 学生支払に関する内部宣保証体制は以下のように整備されている。 学生数点がよりまう内部には正確がは以下のように整備されている。 学生支払に関する内部の保証体制は以下のように整備されている。 学生を支払に関する内部の保証体制は以下のように整備されている。 学生を表生の主意と表によれている。 学生を表生の対象には他は以下のように整備されている。 学生を表生の手部の対象が関係に関する方針」、「学校教育学部とおいては、副学及(八本企画書当)を責任者として大学院学教育研究科人学院教委員会規定」及び「研究との主義を通点が、大きの主題として対象者を含め、分割して賃保証を行っている。上記については、自己のおの書館と表には対定されている。

No.	基準2-1 評価結果の根拠・理由
15	「探痛限別」において、機以別内容資保定体制は以下のように整備されている。
16	機関別内部質保証体制は以下のように整備されている。 「大学評価に関する規則」において、大学の教育研究活動等の状況に係る点検、評価並びに検証に関する計画立案や実施、改善提高をつかさどる組織として、大学評価委員会を置いている。大学評価委員会は、学長を委員長とし、総括理事・理事(研究担当)・副学長、理事(教育担当)・副学長、理事(総務担当)・副学長、理事(総務担当)・副学長、理事(総務担当)・副学長、理事(総務担当)・副学長、事態、副学長(リカレン・教育担当)・副学長(国際広報担当)・学生などに関するでは、学長を委員長とし、総括理事・理事(研究担当)・副学長、理事(総務担当)・副学長、理事(総務担当)・副学長、理事(総務担当)・副学長、理事(総務担当)・副学長、理事(総務担当)・副学長、事態、規定は教育研究上の場合で学生の学修成集の水準についての検証を行うことは具体的には明記されている。 ・ 未規料等研究研究には、日本の教育研究上の基本組織によってすべての教育課程の質量に直集体をもの体制が以下のように整備されている。 ・ 未規料等技術党科には4つの学系があり、別抵保式2-1-2のとおり、各学系長が教育課程の質保証の責任者となっている。「教授会規則」において、教授会が、(1) 学生の入学又は課程の修了に関する事項、(2) 学位の授与に関する事項、(3) 教育課程の編成に関する事項について富議を行うこととなっており、「学生期間」において、教授会が、(1) 学生の入学又は課程の修了に関する事項、(2) 学位の授与に関する事項、(3) 教育課程の編成に関する事項、(3) 教育課程の編成に関する事項、(3) 教育課程の編成とい実施に関する基本的事項等について協議し、賃保証を行っている。 金沢大学大学院新学が前成の研究科との場合が学生、日本のように整備されている。 施設設強に関する内部質保証体制は以下のように整備されている。 第該及び設定については、学長を責任者として施設マネジメント表員会が、施設の中長期計画、施設の中長期計画、施設の中長期計画、施設の中長期計画、施設の中長期計画、施設の中長期計画、施設の中長期計画、施設の中長期計画、施設の中長期計画、施設の中長期計画、施設の中長期計画、施設の中長期計画、施設の中長期計画、施設の有別法開、規則なおりの事項の質保証に係る事項も審議される体制になっている。 学生支援に関する内部質保証体制は、以下のように整備されている。 学生支援に関する内部質保証体制は、以下のように整備されている。 学生支援で関する内部では体制は、以下のように整備されている。 学生支援で著稿支援を行うことになっている。別紙様式2-1-3のとおり、両委員会にて該当する事項の質保証に係る事項も審議される体制になっている。

No.	大学	基準2-2 評価結果の根拠・理由
1	室蘭工業大学	教育課程ごとに、その点検・評価において領域もの各基準に照らした判断を行うことが定められている。特に、学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていることを内部質保証体制において確認する手順は、「内部質保証に係る自己点検・評価実施要項」に定められている。 また、すべての教育課程ごとに、基準6-3から基準6-8に照らした判断を行うことが「内部質保証に係る自己点検・評価実施要項」において定められ、施設設備、学生支援、学生受入についても同様に「内部質保証に係る自己点検・評価実施要項」に定められている。 また、「自己点検・評価に関する基本方針」において教育及び研究、組織及び運営、並びに施設及び設備の状況について定期的にモニタリングを実施するとともに、大学に関連するデータ及びステークホルダーの意見等の調査・蓄積・分析を行うと定め、「内部質保証に係る自己点検・評価実施要項」において、学生、卒業(修了)生、卒業(修了)生の主な雇用者からの意見の聴取方法・時期について定め、必要な意見聴取の仕組みを設けている。 また、機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認する手順は、すべての場合について、「内部質保証に係る自己点検・評価実施要項」において定められている。
2	北見工業大学	「内部質保証に関する要項」において、大学等が自らの責任で大学の諸活動についてモニタリング及び点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努めることとしている。 教育課程については各教育課程の責任者が教育課程ごとに領域もの各基準に照らしたモニタリングを毎年行うことが定められ、その結果を教務委員会に報告し、教務委員会は報告を受けたモニタリング結果を基本戦略立案会議に報告し、基本戦略立案会議はモニタリング結果について必要に応じて改善を指示するとしている。 施設設備、学生支援及び学生受人については、それぞれの責任者が、実施した活動について毎年モニタリングを何い、自らが属する委員会等に報告し報告を受けた美具合等は、モニタリング結果を基本戦略立案会議に報告し、基本戦略立案会議に被告し、基本戦略立案会議に改善した正教育研究評議会に譲るとしている。 大学評価室は、各教育課程が領域もの各基準を満たしているかについて、5年以内に一回、点検・評価を行い、その結果を大学評価委員会に報告し、報告を受けた大学評価委員会は、対応措置業を付して、基本戦略立案会議に報告した正教育研究評議会及び経営協議会に譲り、また、対応措置が必要な場合は、事務局長が事務局各課に指示することとしている。 施設設備、学生支援及び学生受人に係る点検・評価は、大学評価委員会が事業年度終了後、年度計画に関する報告書を作成し、実施結果が不十分である場合は対応措置業を報告書に付して、基本戦略立案会議に報告した上で教育研究評議会及び経営協議会に譲り、また、対応措置が必要な場合は、事務局長が事務局各課に指示することとしている。 これらについては自己評価書提出時点においては明文化されていなかったが、令和元年12月までに「内部質保証に関する要項」及び「基本戦略立案会議における内部質保証に関する取扱いについて(申合せ)」を定め明文化されている。 教育課程、施設整備、学生支援、学生受入の責任者は、改革・改善活動のための計画をそれぞれ組織において検討し、学科・専攻等及び事務局各課の責任において実施し、その進捗状況を随時確認し、教育課程に関しては5年以内、その他に関しては1年以内に点検・評価を行い、その結果を大学評価委員会に報告することとしている。 授業アンケート、施設満足度アンケート調査、学生生活実態調査、入試制度等に関するアンケートが実施されている。教育課程については教務委員会委員長が、施設設備については施設環境委員会委員長が、学生支援については学生委員会委員長が、学生受入はアドミッションセンター長がそれらの結果を確認することが定められている。
3	弘前大学	それぞれの教育課程について、学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていることを確認する手順を有している。ただし、自己評価書提出時には、必ずしも明確ではなかったが、令和元年12月までに、「内部質保証の基本方針」、「製作の質保証に関する調査及び評価要項」及び「教育推進機構における教育の内部質保証に関する方針」において定められている。ただし、自己評価書提出時には、必ずしも明確ではなかったが、令和元年12月までに、「教育推進機構における教育の内部質保証に関する方針」において定められている。かられている。なお、「弘前大学における自己評価等について」において、自己占核・評価及び外部評価は、認証が再進を参照の上、実施する旨を規定している。施設及び経備、学年支援、学生受入に関して行う自己点検・評価の方法は以下のとおり定められている。ただし、自己評価書提出時には、その方法が必ずしも明確ではなかったが、令和元年12月までに、「内部質保証の基本方針」、「施設・設備・環境の内部質保証に関する自己点検・評価実施要項」及び「教育推進機構における教育の内部質保証に関する方針」により、明確に定められている。とは、野価の方法は、「施設・設備・環境の内部質保証に関する自己点検・評価の方法は以下のとおり定められている。ただし、自己評価書提出時には、その方法が必ずしも明確ではなかったが、令和元年12月までに、「内部質保証の基本方針」、「施設・設備・環境の内部質保証に関する自己点検・評価の方法は、「教育推進機構における教育の内部質保証に関する方針」に定められている。学生支援及び学生受入に関して行う自己点検・評価の方法は、「旅館・環境の内部質保証に関する自己点検・評価の方法は、「教育権組機構における教育の内部質保証に関する方針」に定められている。学生支援及び学生受入に関して行う自己点検・評価の方法は、「旅路・設備・環境の内部質保証に関する自己点検・評価の方法は、「教育権組機構における教育の内部質保証に関する方針」に定められている。学生支援及び学生受入に関して行う自己点検・評価の方法は、「教育権組機構における教育の内部質保証に関する方針」に定められている。学生支援及び学生受入に関して行う自己点検・評価の方法は、「教育権組機構における教育の内部質保証に関する方針」に定められている。機構(学生、卒業生(修了生)等)から高見を聴するが超えを設けている。ただし、自己評価書提出時には、定常的に実施する仕組みとして明文化されているものが確認できなかったが、令和元年12月までに「内部質保証の基本方針」、「教育の資保証に関する調査及び評価要項」及び「教育推進機構における教育の内部質保証に関する方針」によりを指述を確認し、実施は、学生、を経過する活を表している。また、キャンパスマスタープラン等に関する対は、アネのに関する対は、アネので表に関する対は、アネので表に関する対は、アネので表に関する対は、アネので表に関する方は、アネので表に関する方は、アネのに関する方は、

No. 大学	基準 2 - 2 評価結果の根拠・理由
4 岩手大学	教育選尾ごとに、その点後・評価において報信もの各基本に思うした判断を行うことが変わられている。 参教育選尾とはなりる後・評価の実施機能や制作によりえた。学位接方針が大学等の目的に則して変わられていること、教育選尾が計が大学等の目的及び学位接方針と整合性をもって変められていること、学習集単の連成が接方する学位に相応しい水準になっていることを内部質保証体制において使取する手順が、平成31年1月初度の「大学機関の形態が利用。に関する教育機能ごとに実施する自己を、評価のオイドライン」に変わられている。 実施においては、自己会と、連番も13から至今も18に関与した。門路を行うことが、平成31年1月初度の「大学機関が影経評価」に関する教育機能ごとに実施する自己会を・評価のガイドライン」に変わられている。 実施においては、自己会と、連番も13から至今も18に関与した。門路を行うことが、平成31年1月初度の「大学機関が影経評価」に関する教育機能ごとに実施する自己会を・評価のガイドライン」に変わられている。 実施においては、自己会と、学生党人についても、実施時期(41回程度)、実施主体(別無株式211~3に掲げられている内部質体証体制を構成する理像)、評価証券、実施結果に関する実施機能が、や変支性、関連をして、実施時間、41回程度)、実施主体に別を向内容と対心方策についても確認している。 また、同様に、施設対策、学生党人についても、実施時期(41回程度)、実施主体(別無株式211~3に掲げられている内部質体証体制を構成する理像)、評価証券を構成する主体として、当成本に関する実施性が表を受けないる。 また、教育基準に対しては「自己会体・評価シート(協な、設価(投資)) そ用いて、自己会体、評価項目ごとに評価の概念を示していて、A、B、Cの3技能の対策の対策の対策の対策の対策を対していては、自己会体、評価の関与と対し方策についても認定している。 なお、実施においては「自己会体・評価シート(協な、設価(投資)) を用いて、自己会体、評価項目ごとに評価の概念を示していて、基 B、学生の表をして、A、B、Cの3技能の対策の対策の対策の対策を対している。 なれ、実施においては「自己会体、評価として、表が課程、施設対象、学生支援、学生党人について、返り事故の内容に応じて学、条業生(修7生)の主な関手が、表が主体ではあるの対すが、実施性の大学を持ていても、実施機能が、全体を発展が対策を示していて、実施特集・実施さん、変数を発展していても、実施機能の対策を表示していて、実施機能を表していても、実施機能のよりな、実施機能を表現し、大学を持つる機能を表現し、大学を認めている。 機能制において共れ、確認された自己会体・評価を発きえた対応措置といては、発音や子がよる手配が、手に振りましていて、例を ・対策を入めの内容は正常と対策を表した。とは他身の権入していて、機能が、手に振りましていて、例を さられ、管は、全体でよれた自己会体・評価を発き上の対策が構造しいては、発育しまれたい。とい、機能に関連を修理していては、研究を表していて、機能別 がおいては、日本に関する対域を全学一元的体制のするシェルでは、対策を関するといて、例を の言葉を表していては、対策を行っている。また、経営加減企会自からの意見については、総算が、大学にいて、機能の対策を発達し、学長、日本機能のよりの意見にいては、明確を発達していては、対策を行っている。 の言葉を与していて検討し、立案、授業を行っている。また、経営加減企会自から意見については、影響に対する機能を発達し、学長、日本機能を発達しいて検討と対象に対して検討といて検討といて検討といて、企業の主に対しないで検討を発達しないて検討と対象に対して、表がに関係を発達しいて検討と対するとない、対域と対していて検討といて検討といて、対域と対しないで検討を発達しいて検討といて、対域と対していて検討といて検討といて検討といて検討といて検討といて検討といて検討といて検討
山 形 大 学	点検・評価において、「内部質保証を推進するための指針」で、学位授与の方針の具体性・明確性、学位授与方針と教育課程の編成・実施の方針の整合性、学位授与方針に照らした学習成果等について、教育プログラムごとに教育ディレクター及び統括教育ディレクターが点検・評価を行い、その結果を教授会で審議し、学部長・研究科長が役員会に報告するものとしている。また、作者の自己点検・評価の方法及びその頻度が定められている。また、キャンパスでとに学生と学長・理事及びキャンパス長等との懇談会を開催すると共に、基盤共通教育における学生との座談会や、理事とサークル代表等の意見交換会を開催して学生の意見を聴取している。加えて、当該大学の教育改革の方向性、授業内容等に関する意見聴取を保護者、卒業生(修了生)の主な雇用者から行うとともに、卒業生(修了生)の主な雇用者に対しては、当該大学卒業生、修了生の採用満足度等を問うアンケートを実施している。その頻度に関しては、自己評価書提出時には十分に明文化されていなかったが、令和元年12月までに「内部質保証と推進するための指針」を改定し、定められている。また、「内部質保証に関する規程」において、内部質保証に関い必要な事項は、役員会の議を踏まえ学長が決定すること、経営に関する業務の内部質保証に関し必要な事項は、経営協議会の議を経るものとすること、教育研究に関する業務の内部質保証に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経るものとすること、教育研究に関する業務の内部質保証に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経るものとすることとされており、PDCAサイクルの実施等により継続的に点後・評価を行い、改善・由上に努めるものとしている。また、機関別内部質保証体制において決定した計画の進捗を確認し、その進捗状況に応じた必要な対処方法を決定する手順については「内部質保証を推進するための指針」で定められている。なお、施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関しては、決定した計画の進捗を確認し、その進捗状況に応じた必要な対処方法を決定する手順について、自己評価書提出時には十分に明文化されていなかったが、令和元年12月までにそれぞれの規則類を改定し、施設及び設備に関しては「施設等の有効活用に関する規程」、学生支援に関しては「学生委員会規程」「就職委員会規程」、学生の受入に関しては「入学試験委員会規程」でそれぞれ定めている。
東京外国語大学	教育課程ごとに、その点検・評価において領域もの各基準に照らした判断を行うことと、その確認の手順を「教育アドミニストレーション・オフィスが行う業務の点検・評価に関する申合せ」に定めている。 同様に、教育課程ごとに、基準も - 3から基準も - 8に照らした判断を行うことを「教育アドミニストレーション・オフィスが行う業務の点検・評価に関する申合せ」、「教育課程に係る自己点検・評価の指針」及び「教育課程に係る自己点検・評価に関する申合せ」に定めている。 また、施設設備、学生支援、学生受入についても同様に、「施設設備の自己点検・評価等に関する申合せ」、「附属図書館の自己点検・評価に関する申合せ」、「総合情報コラボレーションセンター自己点検・評価に関する申合せ」、「学生支援マネジメント・オフィスが行う業務の点検・評価に関する申合せ」及び「学生受け入れに係る自己点検・評価に関する申合せ」に定めている。 また、「教育課程に係る自己点検・評価に関する申合せ」、「施設設備の自己点検・評価等に関する申合せ」、「附属図書館の自己点検・評価に関する申合せ」、「総合情報コラボレーションセンター自己点検・評価に関する申し合わせ」、「学生支援マネジメント・オフィスが行う業務の点検・評価に関する申合せ」及び「学生受け入れに係る自己点検・評価に関する申合せ」、「関係者(学生、卒業生(修了生)、卒業生(修了生)の主な雇用者等)から意見を聴取することを明記している。 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価に関する申合せ」、「解属図書館の自己点検・評価に関する事のすることを明記している。 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価に関する申合せ」、「学生支援マネジメント・オフィスが行う業務の点検・評価に関する申合せ」及び「学生受け入れに係る自己点検・評価に関する申合せ」に定めている。
長岡技術科学大学	学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていることを内部質保証体制において教務委員会等で確認する手順を有している。 すべての教育課程ごとに、基準 6 - 3 から基準 6 - 8 に照らした判断を行うことが、自己評価書提出時点には明文化されていなかったが、令和元年10月までに「教育課程の自己評価実施の運用について」によって明文化されている。 施設設備、学生支援、学生受入に関して行う自己点検・評価については、「自己評価規則」に定められている。 学長と学生の懇談会、授業アンケート、授業内容と各種能力の修得度自己評価アンケート、実務訓練に関するアンケート、学生生活実態調査、大学出身者就業状況調査、高校等教員との意見交換等、関係者(学生、卒業(修了)生、卒業(修了)生の主な雇用者等)から意見を聴取する仕組みを設けている。 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順、承認された計画を実施する手順及びその進捗を確認する手順は、すべての場合について、「自己評価規則」において定められている。

No.	大学	基準2-2 評価結果の根拠・理由
8	岐阜大学	「教育の質保証に関する要項」において、全学及び各基本組織の学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていることの確認手順を明確に定めている。同様に、すべての教育課程ごとに、基準6-3から基準6-8に照らした判断を行うことを「教育の質保証に関する要項」に定めている。基本組織ごとの点検・評価の体制、教育改善のための情報収集の手順を、各基本組織の「教育の質保証に関する要項」に定めている。また、施設設備、学生支援、学生受入についても同様に、「教育の質保証に関する要項」に定めている。また、施設設備、学生支援、学生受入についても同様に、「教育の質保証に関する要項」に定めている。また、入学から卒業までの一連の学生からの意見聴取については、「教育の質保証に関する要項」において体系化されており、実施時期、内容、実施部局や役割分担も明確に定めている。機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認する手順は、「教育の質保証に関する要項」に定めている。なお、自己評価書提出時点には、医学部医学科、医学部看護学科、医学系研究科医科学専攻、医学系研究科看護学専攻及び全学共通教育の「教育の質保証に関する要項」は定めていなかったが、令和元年11月までに明文化した。
9	豊橋技術科学大学	教育課程ごとに、その点検・評価において領域もの各基準に照らした判断を行うことが定められている。特に、学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていることを内部質保証体制において確認する手順は、かならずしも詳細なものではないが、「組織等評価実施要項」及び「教育研究活動等の評価項目及び評価基準について」に定められている。 同様に、すべての教育課程ごとに、基準6 - 3 から基準6 - 8 に照らした判断を行うことが「組織等評価実施要項」及び「教育研究活動等の評価項目及び評価基準について」に定められている。 また、施設設備、学生支援、学生受入についても同様に、「組織等評価実施要項」及び「教育研究活動等の評価項目及び評価基準について」に定められている。 「自己点検・評価に関する基本方針実現のための運用について」において、在学生の授業評価は毎学期、達成度・教育効果に関するアンケートは毎年度実施し、学生支援、学習環境についても3年に一度の意見聴取を行うことを定め、学外のステークホルダー(卒業生及び修了生の就職先、実務訓練先企業、高等学校関係者等)から定期的な意見聴取を行うこととしている。 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認する手順は、すべての場合について、「自己点検・評価に関する基本方針」及び「自己点検・評価に関する基本方針実現のための運用について」において定められている。
10	京都大学	教育課程ごとに、その点検・評価において領域6の各基準に照らした判断を行うことを、「自己点検・評価の基本方針」の「4 自己点検・評価の体制と項目」において「認証評価における『自己評価書』で定められる基準・分析項目を考慮して」行うと定めている。また、これらの項目は教育制度委員会及びその下に設置されている教育質保証専門委員会の審議事項となっている。いずれの規程等でも、これらの項目を確認する具体的な手順については十分に明文化されていなかったが、実際には教育制度委員会のもとに設置されたワーキンググループ(令和元年度からは教育質保証専門委員会)で分析項目2-1-1の3項目の確認を行っており、教育 I R推進室での分析や学内外の教育改善に基づき、3ポリシーの点検・見直しについて全学的な方針・方向性等を、教育質保証専門委員会及び教育制度委員会において検討されている。同様に、すべての教育課程ごとに、基準6-3から基準6-8に照らした判断を行うことを「自己点検・評価の基本方針」の「4 自己点検・評価の本制と項目」において「認証評価における『自己評価書』で定められる基準・分析項目を考慮して」行うと定めている。また、施設設備、学生支援、学生受入についても同様に、「自己点検・評価の基本方針」の「4 自己点検・評価の体制と項目」において「認証評価における『自己評価書』で定められる基準・分析項目を考慮して」行うと定めている。関係者(学生、卒業生及び修了生等)からの意見聴取については、「自己点検・評価の基本方針」の「7 自己点検・評価に際しての留意事項」並びに「教育・研究・業務運営等に係る内部質保証システムの機能強化について」において、受験生、在学生、企業などの様々なステークホルダーからの意見聴取を行うこととしている。機関別内部質保証体制において、共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認する手順は、すべての場合について、「教育・研究・業務運営等に係る内部質保証システムの機能強化について」に定めている。
11	京都教育大学	教育課程ごとに、その点検・評価において領域もの各基準に関うした判断を行うことが定められているが、学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針の大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていることを内部質保証体制において確認する手順については、平成30年12月に制定された「自己点検評価の実施要領」の別表において、学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針の整合性について教育課程ごとに改定時に点検評価することとされている。また、同実施要領において、各授業科目の内容・水準、成績評価基準に則した各授業科目の成績評価や単位認定の状況確認、卒業(修了)率、就職率(教員数職事)、教員免許取得状況等から学習成果の把握・確認を行うことが定められている。 上記と同様に、教育課程ごとに、基準6-3から基準6-8に照らした判断を行うことが「自己点検評価の実施要領」に定められている。 施設設備、学生支援、学生受入についても同様に「自己点検評価の実施要領」に定められている。 施設設備、学生支援、学生受入については、「連携協議会設置要項」、「定かられている。 関係者からの意見聴取については、「連携協議会設置要項」、「停字生フォローアップ実施要領」を定めて定期的な意見聴取を行うこととしているほか、「学外者を含む委員会等における意見等の取り扱い」によって意見を聴取する仕組みを設けている。授業評価及び学生生活実能調査については、、国立大学法人としての承認を得た中明計画においてその実施を定めている。なお、連合教職実践研究科で取り組んでいる修了生フォローアップ調査を教育学部、教育学研究科にも拡大させていく方向で試行が行われており、今後、卒業(修了)生、就職先等からの意見聴取の更なる発展が明待される。機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立業、提案する手順は、「内部質保証の責任体制と手順についての申し合わせ」において、年度計画の策定・実行・検証・改善の各段階に沿って取り組むことが明文化されている。また、「学外者を含む委員会等における意見等の取り扱いについて」及び「自己点検評価の実施要領」において明文化されている。機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順及びその計画の進歩を確認し、進捗状況に応じた必要な対処方法についても「内部質保証の責任体制と手順についての申し合わせ」、「学外者を含む委員会等における意見等の取り扱いについて」及び「自己点検評価の実施要領」において明文化されている。
12	和歌山大学	「教育の内部質保証に関する方針・手順に基づくモニタリング及びレビューのガイドライン」を定め、教育課程ごとに、その点検・評価(モニタリング・レビュー)において領域もの各基準に関らした判断を行うことが定められている。特に、学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的及び 学位授与方針と整合性をもって定められていること、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていることを確認する具体的手順が明確に定められている。 同様に、教育課程ごとに、基準も - 3 から基準も - 8 に照らした判断を行うことが「教育の内部質保証に関する方針・手順」に定められており、「教育の内部質保証に関する方針・手順」に定められており、「教育の内部質保証に関する方針・手順と定められている。 また、施設設備、学生支援、学生支人については、「自己点検及び自己評価に関する規則」及び「自己点検及び自己評価における施設及び設備、学生支援、学生受入に関する評価基準」に明確に定められている。 教育課程、施設及び設備、学生支援、学生支援、学生支援、学生支援、宇生支援、学生支援、学生支援、学生支援、学生受力に関する評価基準」に明確に定められている。 教育課程、施設及び設備、学生支援を立びに学生の受入等に関する自己点検・評価及び改善・向上を行うにあたり関係者(学生、卒業(修了)生、卒業(修了)生の主な雇用者等)から意見を聴取することが定められており、具体的な手順は「自己点検及び自己評価における施設及び設備、学生支援、学生受入に関する評価基準」に明確に定められている。 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果(設置認可において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。)を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認する手順は、「自己点検及び自己評価に関する規則」において定められている。加えて、学長がその責を負うことが明記されている。

No.	大学 基準2-2 評価結果の根拠・理由	
13	教育課程ごとに、その点検・評価において領域6の各基準に照らした判断を行うことが「教育プログラムにおけるプログラム評価・改善実施手順」に定められている。 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること、「内部資保証に関する方針」の別紙において3ポリシー等の全学的な方針を検証することが明記されている。また、「教育の内部質保証に関する方針」とそのガイドラ る教育の内部質保証に関する方針」とそのガイドライン、さらに各教育課程の「教育プログラムにおけるプログラム評価・改善実施手順」において定められた手順に従い、各教育課程について教育研究上の基本組織において、教育課程の内容について高等教育研究センターからの支援を得て点検がなされ、理事・副学大学教育委員会において、その結果を検証することとされている。 同様に、「教育の内部質保証に関する方針」及び「教育の内部質保証に関する方針の実施に関する方針の実施に関するガイドライン」に基づき、教育課程ごとに、基準6-2から基準6-8に照らした判断を行うことが、「教育プログラムにおけるプログラム評価・改善実施手順」に定められている。 また、施設設備、学生支援、学生受入についても同様に、それぞれの「内部質保証に関する自己点検・評価の実施要項」に定められている。 関係者(学生、卒業(修了)生等)からの意見聴取については、「施設の管理運営の内部質保証に関する自己点検・評価要項」、「附属図書館運営の内部質保証に関する自己点検・評価実施要項」、「「ICT環境の内部質保証に関する自己点検・評価要項」、「学生支援の内部質保証に関する自己点検・評価要項」、「分学者選抜の内部質保証に関する自己点検・評価要項」において定められている。 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認する手順は、すべての場合について、それぞれの「内部質保証に関する自己点検・評価要項」において定められている。	長(教育担当)の下で
14	教育課程ごとに、その点検・評価において領域6の各基準に照らした判断を行うことは、自己評価書提出時には規定されていなかったが、「内部質保証に関する方針」において、令和元年11月までに明文化されている。特に、学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的に関いて定められていること、教育課程方針が大学等の目的に関いて定められていること、教育課程の点検結果は学校教育学部教務委員会、大学院学校教育の点検結果は学校教育学部教務委員会において改善・向上を図るとともに、自己点検・評価委員会へ報告している。 同様に、すべての教育課程ごとに、基準6-3から基準6-8に照らした判断を行うことが、「内部質保証に関する方針」において、令和元年11月までに定められている。 施設設備、学生支援、学生受入についても、点検・評価を行う手順・方法が「内部質保証に関する方針」において、令和元年11月までに定められている。 施設設備、学生支援、学生受入についても、点検・評価を行う手順・方法が「内部質保証に関する方針」において、令和元年11月までに定められている。 また、教育課程については、「授業評価実施要項」及び「教育等に関するアンケート実施要領」を定め、施設設備及び学生支援については「学生生活実態調査実施要項」を定め、学生からの定期的な意見聴取を行うこととしている。学生受入については、「学校教育学部入学試験委員会専門部会要項」及び「大学院 接委員会大学院入学者選抜方法専門部会要項」を定め、入学者選抜に関するアンケート及び大学院合格者アンケートによって、意見聴取を行うこととしている。このほか、学外者を含む委員会等における意見等や関係者からの意見を聴取し、毎年度の自己点検・評価に反映させる仕組みを設けている。 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順については、自己評価書提出時には規定されていなかったが、「内部質保証に関する方針」において、令和元年11月までに明文化されている。	7 7研究科の各教育課程
15	「内部質保証のための手順に関する申し合わせ」において、教育課程に係る内部質保証の手順が定められている。全学評価実施委員会が全学教育委員会と連携し、学位接与の方針については学則に定める大学等の目的に則しているかを、教育課程編成・実施の方針については大学等の目的及び学位接与の方針と整合認することが定められている。また、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっているかにに関いて建設する手順は、「自己点検・評価実施細則」において定められている。教育課程ととに、その点検・評価において領域6の各基準に関わらした。外育課程ととに、その点検・評価細則」において定められている。教育課程ととに、その点検・評価細則」において、自己点検・評価細則」において、自己点検・評価細則」において、自己点検・評価を得合が定める大学評価基準の領域4及び領域5の各基準に関らして、全学評価委員会が定める期間ごと(3年に1回程度)に行うことと定められている。在学生については、「在学生アンケート実施要項」によって毎年度アンケートを実施することを定めている。作了生については、「体了時アンケート実施要項」によって毎年度アンケートを実施することを定めている。作う生いの状態、デールの機能を呼吸が高さらと表しました者を対象に毎年度、アンケートを実施することを定めている。作う生いの状態、学については、「試験先アンケート等実施要項」によって、中期目標期間を考慮して定める時間にアンケート、懇談会、インタビュー、その他各事攻が適当と認める方法により実施することを定めている。「評価規則」において、自己点検・評価の結果に基づく改善・向上のための計画の策定、実施、検証の手順は、以下のように定められている。大学評価(自己点検・評価の結果に基づく改善・向上のための計画の策定、実施、検証の手順は、以下のように定められている。大学評価(自己点検・評価の結果に基づく改善・向上のための計画の策定、実施、検証の手順は、以下のように定められている。大学評価(自己点検・評価の結果に基づく改善・向上のための計画の策定、実施、検証の手順を影響を検討、立案し、学長へ報告する。学長は改善計画業を委員会に認問し、委員会が当該改善計画案を承認したときは、当該本事なを開き、改善計画の実施状況について検証を行い、検証の結果を学長、教育計画の実施状況が十分と認められないときば、改善の進展を図るために必要な措置を講する。  ***********************************	し、その実施を指示
16	「自己点検・評価に関する細則」において、教育目的等に関する事項、教育活動に関する事項、について自己点検・評価を行うことを、「教育活動等に関する自己点検・評価実施要領」において、それぞれの教育課程に関する責任を持つ組織による確認の方法を定めている。 「第3期中期目標期間における大学評価実施事項」において、大学改革支援・学位授与機構の定める大学評価基準(第2サイクルの大学評価基準)に沿って大学全体の状況を取りまとめることになっており、実際に自己点検・評価(平成30年3月)において教育研究専門委員会の下にポリシー見直しに関するWGをでいる。また、「教育活動等に関する自己点検・評価に関する組削」において、教育目的等に関する事項、教育活動に関する事項を行うことを、「教育活動等に関する自己点検・評価と行うことを、「教育活動等に関する自己点検・評価と行うことを、「教育活動等に関する自己点検・評価と行うことを定めている。 「自己点検・評価に関する組削」において、教育自己点検・評価と対象に関する自己点検・評価を行うことを、「教育活動等に関する自己点検・評価を行うことをに領域6の各基準に照らした判断を行うことを定めている。 「自己点検・評価に関する組削」において大きな自己点検・評価と対象に関する自己点検・評価を行うことを、「教育活動等に関する事項、教育活動等に関する事項を行うことが定められている。 「在学者、終了者及び修予者の上司に対するアンケートの実施入事の大工を持ていては教育研究を門を上に対象した。」「本の大工を対象した。」「本の大工を対象した。」「本の大工を対象した。」「本の大工を対象した。」「本の大工を対象した。」「本の大工を対象した。」「本の大工を対象した。」「本の大工を対象した。」「本の大工を対象した。」「本の大工を対象した。」「本の大工を対象した。」「本の大工を対象した。」「本の大工を対象した。」「本の大工を対象した。」「本の大工を対象して、表に対象した。」「本の大工を対象して、表に対象して、表に対象した。」「本の大工を対象して、表に対象した。」「本の大工を対象して、表に対象した。」「本の大工を対象を対象して、表に対象した。」「本の大工を対象して、表に対象した。」「本の大工を対象して、表に対象して、表に対象した。 「本の主体、対象に対象して、表に対象を対して、表に対象を対れを行うよう命じられた理事、副学長及び部局等の長に対し、必要な対応を行うよう命じる、大工を関するとともに、、表に向け、大計画を策定し、進行するとともに、その実施状況を運営企画会議等において報告する。 「本の主体、対象に同じて、表に対象を対象を通じて、表に対象を対象を通じて、文書が描めの実施状况が十分と認められないときば、、改善の進展を図るために必要な指置を請する。	

No.	大学	基準2-3 評価結果の根拠・理由
1	室蘭工業大学	これまでの様々な評価結果に加えて、大学評価基準に則して自己点検・評価を行って課題点を抽出しており、自己点検・評価とそれに基づく改善及び向上の取組は別紙様式 2 - 3 - 1 のとおり実施され、その多くについて、対応中または対応済みの状況にある。今回の認証評価を受けるにあたり、内部質保証体制を明文化して規定している。 また、JABEE受審結果を教員で情報共有し、教育の質の改善及び向上に活かすと共に、情報システム安全に関するISMS/BCMS国際認証やISO国際規格を基本とした北海道環境マネジメントシステムスタンダードによる認証を取得するなど、内部質保証と社会的信頼の向上に努めている。
2	北見工業大学	これまでの様々な評価結果に加えて、大学評価基準に則して自己点検・評価を行って課題点を抽出しており、自己点検・評価とそれに基づく改善及び向上の取組は別紙様式2-3-1のとおり実施され、対応済みの状況にある。 また、今回の認証評価を受けるにあたり、内部質保証体制を明文化して規定している。 大学評価・学位授与機構(当時)が平成25年度に実施した大学機関別認証評価の結果や各種の学生からの意見聴取において察知された問題に対してそれぞれ責任をもつ組織が対応し、そのほとんどについて対応が完了している。また、経営協議会における外部委員の指摘などに対しても対応が行なわれており、大学が定める自己点検・評価の体制において教育課程等に関して認識された問題に基づく改善及び向上の取組が開始されている。
3	弘前大学	これまでの様々な評価結果に加えて、大学評価基準に則した自己点検・評価を行って課題点を抽出しており、自己点検・評価とそれに基づく改善及び向上の取組は別紙様式2-3-1のとおり実施され、その多くについて、対応済みあるいは対応中の状況にある。また、今回の認証評価を受けるにあたり、内部質保証体制を明文化して規定している。
4	岩手大学	これまでの様々な評価結果に加えて、大学評価基準に則して自己点検・評価を行って課題点を抽出しており、自己点検・評価とそれに基づく改善及び向上の取組は別紙様式2-3-1のとおり実施され、その多くについて、対応済みあるいは対応中の状況にある。 また、今回の認証評価を受けるにあたり、内部質保証体制を明文化して規定している。 大学評価・学位授与機構(当時)が平成25年度に実施した大学機関別認証評価の結果に対して、内部質保証において改善及び向上に責任をもつ組織が対応するとともに、自己評価書提出時点においてすべて対応を完了させている。さらに、平成30年度に実施した自己点検・評価の評価結果において指摘された改善を要する点にそれぞれ責任をもつ組織が対応し、一部対応中となっているものの、そのほとんどについて対応が完了している。また、経営協議会における外部委員の指摘、監事の意見などに対しても対応が行われている。
5	山形大学	これまでの様々な評価結果に加えて、大学評価基準に則して自己点検・評価を行って課題点を抽出しており、自己点検・評価とそれに基づく改善及び向上の取組は別紙様式2 - 3 - 1 のとおり実施され、全て対応済みである。今回の認証評価を受けるにあたり、内部質保証体制を明文化して規定している。 また、全学レベルで学習成果の直接測定のための「基盤力テスト」を独自に開発し、学内で蓄積している出席、成績、履修歴等の教学データを用いた分析を通じて、学習の達成度を客観的に可視化し、学生の学習意欲を高めている。
6	東京外国語大学	これまでの様々な評価結果に加えて、大学評価基準に則して自己点検・評価を行って課題点を抽出しており、自己点検・評価とそれに基づく改善及び向上の取組は別紙様式 2 - 3 - 1 のとおり実施され、その多くについて、対応済みあるいは対応中の状況にある。 また、今回の認証評価を受けるに当たり、内部質保証体制を明文化して規定している。 国際日本学部の設置認可時に付された意見についても対応している。また、教育アドミニストレーション・オフィスや学部教授会等での問題提起に対して、そのほとんどが対応済みである。
7	,長岡技術科学大学	これまでの様々な評価結果に加えて、大学評価基準に則して自己点検・評価を行って課題点を抽出しており、自己点検・評価とそれに基づく改善及び向上の取組は別紙様式2-3-1のとおり実施され、その多くについて、対応済みあるいは対応中の状況にある。特に、平成27年度に大学基準協会が実施した経営系専門職大学院認証評価において適合認定を受けていないが、その際に指摘を受けた事項については、対応を検討中である。 また、今回の認証評価を受けるにあたり、内部質保証体制を明文化して規定している。 大学評価委員会の自己点検、監事監査による監事の意見、受講生アンケート、学長と学生との懇談会、経営協議会での意見、入学試験委員会自己点検、平成26年度に係る業務の実績に関する評価結果、平成28年度設置計画履行状況等調査意見及びIR推進室における業務改善提案で提起された課題については、ほとんど対応済みで、一部が対応中又は検討中である。
8	岐阜大学	自己点検・評価活動、日本技術者教育認定機構による第三者評価、経営協議会委員からの指摘、国立大学法人における各年度の業務実績報告書に基づく文部科学省国立大学法人評価委員会の評価結果、監事からの意見に対して、内部質保証において改善、向上に責任をもつ組織が対応しており、自己評価書提出時点においてすべて対応済み若しくは対応に着手している。 また、今回の認証評価を受けるにあたり、内部質保証を明文化して規定している。
9	豊橋技術科学大学	別紙様式2-3-1のとおり、自己点検評価の結果、大学評価・学位授与機構(当時)が平成24年度に実施した大学機関別認証評価の指摘事項、学生からの意見、毎年度の経営協議会における外部委員の意見を始めとする学外者からの意見、監事からの意見について、大学点検・評価委員会で共有された認識に基づき、それぞれ責任をもつ組織が対応し、その多くについて、対応済みあるいは対応中の状況にある。 さらに、JABEEの認定を受けるための教育課程別の自己点検評価及びJABEE更新認定審査における意見に対して、各課程が責任をもって改善向上の取組を実施している。

No.	大学	基準2−3 評価結果の根拠・理由
10	京都大学	これまでの様々な評価結果に加えて、大学評価基準に則して自己点検・評価を行って課題点を抽出しており、自己点検・評価とそれに基づく改善及び向上の取組は別紙様式 2 - 3 - 1 のとおり実施され、その多くについて、対応済みあるいは対応中の状況にある。なお、今回の認証評価を受けるにあたり、内部質保証体制を明文化して規定している。また、平成25年度大学機関別認証評価及び平成30年度専門職大学院認証評価の結果、指摘された改善を要する点にそれぞれ責任をもつ組織が対応し、そのほとんどについて対応が完了している。また、学部・研究科等の自己点検・評価で確認された改善事項についても、ほぼ対応が完了している。また、学部・研究科等の自己点検・評価で確認された改善事項についても、ほぼ対応が完了している。
11	京都教育大学	これまでの様々な評価結果に加えて、大学評価基準に則して自己点検・評価を行って課題点を抽出しており、連携協議会や経営協議会における学外委員からの意見への対応、各種自己点検・評価等とそれに基づく改善及び向上の取組は、別紙様式 2 - 3 - 1 のとおり実施され、その多くについて、対応済みあるいは対応中の状況にある。 様々な実施主体による取組は、毎月開催している拡大役員会において、対応を担当する組織の長から報告され、必要な対応を役員会で検討している。教育委員会や学校管理職の意見を踏まえた教員養成の取組としては、連携協議会における学外委員からの意見も踏まえ、現代的教育課題に対応できる質の高い能力を持った教員の養成の取組 が行われている。 また、今回の認証評価を受けるにあたり、内部質保証体制を明文化して規定している。
12	和歌山大学	自己点検・評価活動、経営協議会委員からの指摘、国立大学法人における各年度の業務実績報告書に基づく文部科学省国立大学法人評価委員会の評価結果、監事からの意見に対して、内部質保証において改善、向上に責任をもつ組織が対応しており、すべて対応済みもしくは対応に着手している。 また、「平成30年度和歌山大学における教育の内部質保証モニタリング・レビュー結果について」は実際に教育の内部質保証システムが機能していることを示している。
13	徳島大学	これまでの様々な評価結果に加えて、大学評価基準に則して自己点検・評価を行い課題点を抽出しており、自己点検・評価とそれに基づく改善及び向上の取組は、別紙様式2 - 3 - 1 のとおり実施され、その多くについて、対応済みあるいは対応中の状況にある。 実際、教育課程に関する「教育の成果・効果を検証するためのアンケート調査」について、改善サイクルをより実効性のあるものとするため、同アンケート調査に係る実施要項を改訂し、毎年度実施していた同アンケート調査の全学的取りまとめの周期を2年ごととすることを平成28年2月決定している。その後、平成31年3月に全学的な取りまとめを踏まえ、自己点検・評価委員会から大学教育委員会に、自学自習を促すための授業モデル(授業実施ガイドライン)の策定を提言し、その提言を踏まえ、大学教育委員会において検討を進め、「授業実施ガイドライン」を令和元年9月に策定している。また、学修成果の検証を実効性あるものとするため、卒業時学生及び卒業(修了)生等を対象とする調査を行い、その結果を踏まえて、学位授与方針に掲げる素養が身についているかどうかを問う設問を必須としている。 さらに、国際センターにおける外部評価委員からのコメント、附属図書館利用者やその他建物利用者からの意見・指摘、大学教育委員会等からの種々の指摘に対してほぼ全てが対応を済ませており、また、学生受入方針に関する指摘等、大学機関別認証評価対応WGにおいて把握された課題についても対応を完了するなど、教育課程、施設設備、学生支援、学生受入それぞれにおける改善・向上が必要と確認された事項に対し、対応計画が策定され、計画の実施主体を中心として対応がなされている。 また、今回の認証評価を受けるにあたり、内部質保証体制を明文化して規定している。
14	鳴門教育大学	これまでの様々な評価結果に加えて、大学評価基準に則して自己点検・評価を行って課題点を抽出しており、自己点検・評価とそれに基づく改善及び向上の取組は別紙様式2-3-1のとおり実施され、その多くについて、対応済みあるいは対応中の状況にある。さらに、経営協議会における外部委員の指摘や学内からの指摘に対しても対応が行われている。教育課程、学生支援及び学生受入については、教務委員会、学生支援委員会、入学試験委員会等において、指摘された課題について責任をもつ組織、学部・研究科等が対応している。国の有識者会議の報告書に係る意見交換や国からの通知を通じて抽出された問題への対応も行われている。また、今回の認証評価を受けるにあたり、内部質保証体制を明文化して規定している。
15	総合研究大学院大学	これまでの様々な評価結果に加えて、大学評価基準に則して大学全体並びに専攻レベルで自己点検・評価を行って課題点を抽出しており、自己点検・評価とそれに基づく改善及び向上の取組は別紙様式2-3-1のとおり実施され、その多くについて、対応済みあるいは対応中の状況にある。 また、今回の認証評価を受けるにあたり、内部質保証体制を明文化して規定している。
16	北陸先端科学技術大学院大学	これまでの様々な評価結果に加えて、大学評価基準に則して自己点検・評価を行って課題点を抽出しており、自己点検・評価とそれに基づく改善及び向上の取組は別紙様式 2 - 3 - 1 のとおり実施され、その多くについて、対応済みあるいは対応中の状況にある。 各年度の監事監査、国立大学法人における各事業年度の業務実績に対する評価、第2期中期目標期間における教育研究の状況に係る評価、総営協議会、アカデミックアドバイザー、産業界の有識者、学外委員、学生等からこれまで得られた意見に対しては対応を行い、多くの事項で対応済みとなっている。 継続して実施する体制と手順は、自己評価書提出時においては必ずしも明文化されていなかったが、令和元年12月までに「教育活動等に関する自己点検・評価実施要領」を制定し明文化している。

No.	大学	基準2-4 評価結果の根拠・理由
1	室蘭工業大学	学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項は、役員会の審議事項として「役員会規程」で定められている。令和元年度からの学部改組については、第3期中期計画において、「学士課程の改組再編を行い、学士課程及び大学院博士課程を接続して一貫した人材育成が可能なカリキュラムを編成する。」との趣旨から、内部質保証体制として、新設・改廃等にあたり役員会で審議されている。
2	北見工業大学	教育研究評議会において教育課程に関する重要な見直し等を審議している。直近の学士課程及び大学院課程における組織の新設・改廃といった重要な見直しを行うにあたり、現行の機関別内部質保証体制とほぼ同様の体制で当該見直しに関する検証を行っている。
3	弘前大学	学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有しているとは必ずしもいえないが、次のように、その仕組みには質保証の観点を含んでいる。 平成28年度の農学生命科学部の改組にあたっては、青森県との意見交換、地元産業界からの要望を踏まえ、食産業の振興に貢献する人材や国際的な農産物の取引に精通した人材の育成に応えるために授業科目「海外研修入門」を導入するなど、地域のニーズを踏まえて審議検討を進めている。 また、人文社会科学部及び理工学部の改組においても、青森県の基本計画における県の人材育成の基本方針や関連産業の推進等、地域のニーズを踏まえて審議検討を進めている。 さらに、平成28年度の教育学部の改組、平成29年度の大学院教育学研究科の改組(教職大学院の設置)にあたっては、地元の教育委員会等、教育関係者の意見を聴きつつ審議検討を進めている。
4	岩手大学	教育研究上の基本組織の新設・改廃等の見直しに関する内部質保証については、学長を委員長として、理事、副学長、学部長、研究科長、総合科学研究科の専攻長、教育研究評議会評議員のうち各学部から選出された者、事務局各部の長を構成員とする組織検討委員会が行うことが、平成31年3月制定の「内部質保証体制に関する申し合わせ」において定められている。同委員会では、見直しに必要な検証も併せて、教育研究組織の設置及び改廃その他将来構想、組織別の教員、事務職員、専門職員等の配置等を審議している。また、組織検討委員会の構成員は、学長を委員長とする全学の点検評価委員会の構成員及び内部質保証の体制における実施の責任主体や改善及び向上の責任者を含んでおり、全学部改組、大学院研究科の改組及び教職大学院の設置について、全学点検評価委員会が当該見直しの検証にどのように関与したかは明らかではないが、情報共有が組織的に行われている。
5	山形大学	教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みについては、「教育研究組織改編等に関する規程」において規定されている。部局等の提案による組織整備構想については、部局等の教授会等から計画書が学長に提案され、学長がこれを受理したときは、役員会の議を経て、教育研究評議会又は経営協議会に諮ることとしている。
6	東京外国語大学	学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しの手順は、詳細まで明文化していないが、大学の戦略や全学的な点検・評価の結論等を踏まえて、学長室会議などの全学的な会議で発議の後、学部間や全学的な観点を踏まえた調整を経て、教育研究評議会で審議することとしている。
7	長岡技術科学大学	教育研究組織の設置及び改廃その他将来構想に関しては、法人の長たる学長を委員長として将来計画委員会で審議し、役員会で決定している。
8	岐阜大学	内部質保証体制の中核的審議機関である教育研究評議会及び経営協議会において教育課程に関する重要事項を審議することとしている。実際、自然科学技術研究科の設置に関しては、これらの審議機関及び役員会において、質保証に関わるワーキンググループ等に意見を聴いて審議している。
9	豊橋技術科学大学	重要な組織の設置又は廃止に関しては、戦略企画会議で企画・立案が審議され、教育研究評議会の審議を経で決定されることとしている。戦略企画会議の企画・立案の内容は質保証の観点を含んでいる。 また、戦略企画会議は、内部質保証に係る統括責任者である学長が議長となっており、環境・生命工学課程等の名称変更にあたっては、在学生、保護者、高等専門学校等へのアンケート調査を行い、その結果を戦略企画会議で検討し、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類に反映させるなど、質保証の観点を含んだ仕組みにより検討している。 検討している。

N	0. 大	<b>基準2−4 評価結果の根拠・理由</b>
1	京 都 大 学	
1	京都教育大学	大
1	2 山 大	χ L L
1	3 大学	・ マ成28年度には、大学院研究科の新設・改組等について検討を行うため、大学院研究科設置検討委員会を設置し、令和2年度の新研究科開設に向け、基本方針、組織体制、教育組織改革に関すること等を審議する体制をとっており、必要に応じて、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができることとしている。     また、徳島大学理工学部地域連携懇談会における意見等を踏まえるなど質保証の観点を含めて検討を進めている。
1	唱門 教育 大学	関係委員会が役割を分担して行っている。   数
1	総合研究大学院大学	大学本部に設置された先導科学研究科を除く研究科における専攻の新設・改廃については、大学法人と機構等法人が協議の上で決定することが機構等法人との連係協力に関する協定書において定められている。
1	北陸先端科学	

No.	大学	基準2-5 評価結果の根拠・理由
1	室	教員採用及び昇格の基準は、「教員選考基準」に定められている。同基準の第1~5条に、教授、准教授、講師、助教、助手の職位ごとの資格基準が定められている。加えて、大学院博士後期課程担当教員については、大学院博士後期課程担当教員については、大学院博士後期課程担当教員については、大学院博士後期課程担当教員の資格基準を別に定められている。選考方法については、教育選考委員会において、個別専門委員会を設置し、教員選考基準に基づき教員候補者の選考を行い、その結果を学長に報告し、教育研究評議会の議を経て、教員の選考を行うこととしている。教員の採用・昇任の状況については別紙様式 2 - 5 - 1 のとおり、採用者、昇任者に対して面接、模擬授業によって判断している。また、教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価については、「教員評価に関する要項」に基づき実施され、1 年間の職務遂行状況についての評価制度(ASTA)、3 年間の職務遂行状況についての評価制度(ESTA)を用いて毎年度実施している。ASTAについては、1次評価者は部局長、最終評価者に学長を基本とし、自己申告による教育目標と達成度評価、学生による授業評価、授業時間、業績評価(教育、研究、社会・国際資献、部局・大学運営)、学長評価の5項目ごとに実施している。ESTAについては、学長を評価者とし、3 年以上のASTAの評価結果を有する者を対象に実施している。また、評価結果は、各教員にフィードパックし教育活動の改善に向けた取り組みを促しているほか、俸給及び期末動勉手当に反映させ、評価基準「2」又は「1」の者は改善制告対象者として、改善計画書を作成させ、適切な助言・指導を実施している。なお、評価基準「2」以下が2年続いた場合は「注意」、3 年続いた場合は「厳証注意」として、副学長や学長との面談を実施している。採用後初めての評価をに、評価の仕組みを理解させることを目的に、副学長が評価の仕組みを解説し、助言している。また、授業の内容及び方法の改善を図るため、別紙様式 2 - 5 - 4 のとおり、ゲストスピーカーによる講演「FD講演会」や公開授業の参観「授業公開ウィーク」をはじめとした様々なFDを実施している。また、教育活動を支援するための事務組織として、終務広報課図書学術情報室、学務課、学務課国際交流室、技術部を置ま、別紙様式 2 - 5 - 5 のとおり、教育支援者や教育補助者を配置している。また、教育活動を支援するための事務組織として、終務広報課図書学所情報室、学務課、学務課国際交流室、技術師を置ま、別紙様式 2 - 5 - 5 のとおりである。TA等の教育補助者に対して、TAに対し、指導する学生へのハラスメントやプライバシーの保護等、TAとして心得ておくべき内容について、TA研修会を実施している。また、教育法のを実施している。
2	北見工業大学	教員採用及び昇格の基準は、「教員選考基準」第2~5条に、教授、准教授、講師、助教の職位ごとの資格基準を定めている。 教員の襲者は公募を原則とし、教育研究評論金の趣を経て、学気が行うことと「教員人事規則」第3条に定められ、「教員選考規則」において、教自選考委員金の設置、構成、教育研究審議金への選考開始の中出、選考経過、結果の報告について定めている。 教員の採用・昇任の状況については別紙様式2~5~1のとおり、採用者27人、昇任者18人について、教育・研究に係るプレゼンテーションを含む面接を行い候補者の選考を行っている。 教員の採用・昇任の状況については別紙様式2~5~1のとおり、採用者27人、昇任者18人について、教育・研究に係るプレゼンテーションを含む面接を行い候補者の選考を行っている。 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価については、「職員評価規程」に定めており、専門部会を設け、中期目標・中期計画、年度計画を踏まえた上で年度ごとに見直しを行い、教員評価を実施している。教員個々の行っている諸活動を「教育」、「研究」及び「大学活性化と社会貢献」の3視点から総合的に評価し、教員評価解集で生まると、評価結果を集計しその一部を学外公表している。 教員課件価の実施状況については別紙様式2~5~20とおりであり、別紙様式2~5~3のとおり、評価結果に基づき教育研究費加算額算定に反映させている。 提案の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメントを別紙様式2~5~4のとおり組織的に実施している。具体的には、ゲスト講師による講演会「北見工大でのCOC・事業」や「CoursePowerの活用事例紹介」等を行っている。 教育書動を支援するための事務組織として、学務業(電動職員15人、非常動職員6人)を置き、教育課程編成、授業計画及びその実施、修学、教育実置、教員職員会許状に基づく免許状等についての業務や学生及び学生団体の指導監督、福利厚生、奨学金、学生の就職に関することなどの業務を担当している。 図書館業務は、情報図書課が担当しており、常動職員5人、非常動職員5人が配置されている。このほか技術部(常動職員31人、非常動職員1人)を置き、教育、研究に関する技術的支援を行っている。 表で、人工各分教育報助者を学部に395人配置している。 教育支援者、教育補助者が教育活動を展開するため、別紙様式2~5~6のとおり、技術員研修会(参加者30人)、北海道地区学生指導研修会(2人)、TAのFD研修(参加者206人)、遠隔授業に係るTA研修会(参加者19人)等を実施している。TA等の教育補助者に対してはマニュアルを作成しオリエンテーションを実施している。
3	弘前大学	数曲の採用は、眼直就業規則に基づき「数百の責格及び採用等の方法に関する規程」において数規、准数提、済師、助数、助手の職位ごとの責格基準を定め、また、公喜を限則とし、応奉者から学長が原則として全学数員人事委自会又は教育研究評議会の議を経て選考するものとしている。全学教員人事委自会は、学長を委員長として、理事、教育研究院の学系長等から構成され、教育研究組織等の長からの発達に基づく学系長から中語のあった専任担当教員の配置に関して、学系会議の下に教育選考委員会を設置することを承認し、教育選考委員会からの報告を受けて審議することとしている。数面の採用・実行をが表について別知様まごとう。10とおおり、規用者、昇行者に対して提出書類、プレゼンテーション、加接、複数提業等によって教育上、研究上の指導能力を評価している。また、昇格については、公募を原則とはしないこと以外は同様にして能力を評価している。「教育業績評価を関する規度等計画(「型本とは目型)の2種類の評価を実施している。 評価が対象とに、教育の課金との教育を対象として教育業就評価を実施している。 異体的には、各教員の走出当部局、学部研究科、名施設学)における活活動を対象に、活動状況等評価及び貢献度等評価(「型または目型)の2種類の評価を発力学失力機能を受けている。 評価対象教育は、教育、研究、社会貢献、診療及び管理運営の5分野にわたる教員業績評価報告書を提出し、それにより一次評価者の評価を経力学大の情能業を各評価対応教育へ通知している。 製育業績評価を行い、評価結果を各評価が教育へ通知している。 製工、工作の事業を受けては、工作の事業を受けている。 製工、大学長のもと、平成30年度の業績により教育業績評価を行い、貢献度等評価の結果を当該拠誘成績に反映させることとしている。また、教育業績評価報告書を提出しない教育に対している。 また、教育業権計解告を考し部局と表が評価を行い、通知に反映させることとしている。 また、教育業績評価報告書を提出しない教育に対している。 また、教育業績評価を行い、通知に反映させることともに、処遇等に反映させることとしている。 また、教育業計画報告書を提出しない教育に対している。 また、教育業計画報告書を提出しない教育に対しているの要素の主意が記憶を表がまた。 部分集集を選出しない教育に対しているの言義を通しているの言法に対しない教育に対している。 教育活動を展開するため、別紙様式2-5-5のとおり、教務関係や厚生補準等を担う場合と対策に「学生相談を考える会)等の開催や「実北地区学生指導研修会」等に参加する機会を設け、教育活動を展開するため、別紙様式2-5-5のとおり、教務関係や厚生補準等を担う場合と設けを展している。また、TA等の教育組動者を対象に「学生和設権系職員研修」の開催や「東北地区技術報員研修」 を加する機会を設けるほか、図書館の業務に従事する職員を対象に「東土地区大学図書館協議会会同研修会」等へ参加する機会を設けるほか、図書館の業務に従事する職員を対象に「東生部科学部技術系職員研修」の開催や「東北地区技術報員研修」が開催されており、必要な質の維持、約日本に「農生が最近、表別は経験のに実施されている。
4	岩手大学	教員選考基準に、教授、准教授、助教の職位ごとの資格基準を定め、修士課程・博士削削課程の担当及び博士課程・博士後期課程の担当について、それぞれ資格基準を定めているほか、各学部等においても専任教員の選考の基準を定めている。また、「職員採用規則」において、教員の選考に関して、学部教授会、研究科教授会、教育研究施設等の運営委員会等が採用候補者を選考し、学長が採用候補者のうちから採用を決定すると定めている。また、選考過程の客機性・透明性を高めるため、原則として公募によるものとし、国内のみならず可能な限り国外にも公募するものとし、実施している。 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価は、「教員評価指針・実施要項」に定め、継続的に実施している。 都局長は、指針に基づき、部局の目標、専門分野の特徴などを考慮した評価基準を定め、毎年度各数員が活動状況等を記載した資料を作成し、部局長に提出することとされ、部局長は提出された活動状況を2年に一度、過去2年度分についての評価を実施する。なお、各数員は「大学情報データベースシステム」及び「教員評価システム」に活動状況を入力している。 評価組織としては、各部局内に部局評価委員会を設け、一次評価を行い、人事制度・評価委員会が部局の評価が適切に行われているかの観点で二次評価を実施し、その集計結果を「教員評価結果」としてウェブサイトに公表している。 評価組織としては、各部局内に部局評価委員会を設け、一次評価を行い、人事制度・評価委員会が部局の評価が適切に行われているかの観点で二次評価を実施し、その集計結果を「教員評価結果」としてウェブサイトに公表している。 評価部様は、「教員評価指針・実験要項」第4のとおり、①教育活動、②社会貢献活動、③社会貢献活動、④大学運営活動の4つであり、それぞれの領域について、教員が職権及び職務の特殊性・専門性を考慮の上、目標及び目標を達成するための方策を設定し、それらの評価項目に係る活動状況を作成のうえ、3段階の自己評価を行い、部局評価を募員会におれている。 原価部様に、学長及び部局長は、評価結果を本学及び部局の教育、研究、社会貢献及び大学運営の改善に役立するとともに、処遇等への反映など適いな指置を請するものとすると定め、年俸制教員評価要項」で年俸の実績給に反映させること、また、「サバティカル研修に関する要項」に、サバティカル取得の3件として、教育研究活動の評価結果が上位である者と定められている。また、学長は、部局長から報告された結果を人等制度・評価委員会に報告し、同委員会は、大学としての総評及び改善策をとりまとめることが、評価指針に定められている。 長秦の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメントを別紙検式2-5-4のとおり実施している。カナダのサスカチュワン大学教員によるアクティブ・ラーニング短期集中研修(参加者25人)や全学FD研修会(参加者120人)、学生支援を考える教職員FD・SD研修会(参加者43人)等、全学の教員を対象とともに、学部・研究科ごとの研修を実施している。

No.	大学	基準2-5 評価結果の根拠・理由
5	山形大学	教員採用及び昇格の基準は、「教員選考規程」に定められている。同規程の第2条において、「教員の選考は、本学が総合大学として水準の高い教育研究の推進を目指す大学であることに鑑み、人格及び識見ともに優れた者について、その教育業績、研究業績、教授能力等を総合的に判断して行うものとする。」と定め、第3~7条に、教授、推教院、講師、助教、助手の職位どとの資金基準を定めている。選考方法については、同規程第8条に、学長が教員の選考に除る基本方針を発定すること、第9~14条に、基本方針に基づいて該局最から人事計画を提出させてその設当性を審査すること、認局長は学長の決定を持た人事計画に基づいて、教育選考に関する具限等の意と、大学院担当教員の受けることであり、大学院担当教員の資格審査に関する規則等が、自己評価書提出時には整備されていなかったが、令和元年12月までに「大学院医学系研究科担当教員の資格審査に関する規則等が、自己評価書提出時には整備されていなかったが、令和元年12月までに「大学院医学系研究科社当いて、大学院担当教員の資格審査に関する規則等が、自己評価書提出時には整備されていなかったが、令和元年12月までに「大学院医学系研究科社当教員の資格審査に関する規則を第2条に関する規則を第2条に関する規則を指定している。教員の採用・昇任の状況については別紙様式 2 − 5 − 1 のとおり、採用者、昇任者に対して書類審査、プレゼンテーション、面接、機模授業等によって判断している。また、教員の教育活動・研究、社会連携及び管理運営(医学部臨床部門については、教育の研究・行う3年に「大学院の内容を連定 医学部の大学の情報を加える)の領域について評価を実施している。銀月業練評価の実施状況については別紙様式 2 − 5 − 2 のとおりである。また、側計価の結果は、主に育支及び昇給へ反映させており、そのほかにも自己の活動の元実や問題があり改善を要すると判断された教員に対し、活動の改善について、適切な指導的言を実施している。年俸制職員の評価については、別途、取扱いを定め、各学部の定める評価期間に関わらず、毎年度実施し、評価結果を翌年度の年俸に反映している。また、授業の内容及び方法の改善を図るため、別紙様式 2 − 5 − 4 のとおり、「2018山形大学F D研修会」や学生参加型F Dの「大学生としての基礎力とは」をはじめとした様々な F D を実施し、延べ1,499人が参加している。山形大学教育開発連携支援センターでは、国内52の大学・短大・高事が加盟している「F D ネットワーク」は 支の事務として、大学間連携 F Dを推進している。本連携事業では、連携校間で共通フォーマットによる授業評価アンケートを年間6,200科目以上の授業で実施し、18万件組の回答データを収集・活用した連携型の I Rに取り組んでいる。これら実績が評価され、平成29年度文部科学省教育関係共同利用拠点「地方中小規模大学の教育実践力の開発・向上を支持する必要を持てよめの事務組織として、教務課、学生・キャリア支援派、学務課を置き、別紙様式 2 − 5 − 5 のとおり、教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況については別紙様式 2 − 5 − 6 のとおりである。また、教育活動を支援するとはである。教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況については別紙様式 2 − 5 − 6 のとおりである。
6	東京外国語大学	教育相用及び昇格の基準は、「大学院務合国際学研光教教貞遵考規程」及び「大学院国際日本学研光教教貞遵考規程」に定めている。 需規程の第3条において、「研光教の教貞は、人格・見滅、教育、研究の能力及び業績、学会並びに社会における活動等のすべてを総合的に審査し、遵考するものとする」と定め、同条第2項に遵考基準を定むいる。 報位ことの定用基準及び具体的な選考方法については、自己評価書提出時点には研文化しているかったが、令刑完年12月までの規程の改正により研文化している。 教名の採用・昇任の状況については労働機械は2 - 5 - 1のとおけであり、平成の年度は、採用者17人に対して国権及び機関保養(アジア・アフリカ音語文化研究所は国権の)を行い、昇任者10人については業績業度により判断している。 また、 若手研究中の人材機能及び研究院の教育研究機の治性化と教育研究水平の向上を図ることを目的とし、デニュア・トラック制を採用している。 また、 第手研究中の人材機能が定理の造成とでは、日本の主なが、特性を複数など外性活動を対象に、教育、研究、大学運営、社会・国際貢献与に係る諸活動の状況について、教育個人、部局等及び当該大学の诺活動の改善や活性化を図ることを目的に、毎年度人事評価を実施している。 また、 国学系を対象に同学系としての組織的な課題の造成を支援することを目的として、評価を実施している。 また、部局長を対象に常識に及しての組織的な課題の造成を支援することを目的として、評価を実施している。 また、年俸職債を対象に、業舗に及じて給与処金変を図ることを目的として業価を実施している。 教育事論評価の実施が記力が振行表が表に受して、20 を目的として業価値を書施しており、事格制鑑員の教育研究活動の一層の表示のために活用さものとしている。 利力所信託は、別様性なこと 5 - 3のとおり、別動計当の規稿率の、昇格の特徴に収納している。 日本の内部条び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメントを別能体式と - 5 - 4 のとおり実施している。 日本の内部条び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメントを別能体式と - 5 - 4 のとおり実施している。 教育事務を展開するため、別紙株式と - 5 - 5 のとおり、教育支援を対象に対象に対している。 教育者総を見解するため、別紙体式と - 5 - 5 のとおり、教育支援を対象に対象に対しませる。 教育を持力を図るためのファカルティ・ディベロップメントを別能体は表定と - 5 - 6 のとおり実施している。 教育者権を引きるため、別紙株式と - 5 - 5 のとおり、教育支援を対象に対象に対象に対しませる。 教育者権を引きるため、別紙株式と - 5 - 5 のとおり、教育支援を対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対

No.	大学	基準2-5 評価結果の根拠・理由
	基 本 注 方 教 表 る 及 る 及 を の ま び な も た に に の に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。	員採用及び昇格の基準は、「教員選考基準」に定められている。同基準の第2条において、「教員の選考は、優れた人格、識見を有し、かつ、本学の理念に深い理解を有する者について、その教育研究業績を教授会が審査し、その意見を聴いて学長が行う。」と定め、第3~7条に、教授、准教授、講師、助教、助手の職位ごとの資格を定めている。 法については、「教員選考手続要領」に定められている。 員の採用・昇任の状況については別紙様式2 - 5 - 1 のとおり、採用者68人(国立高等専門学校機構・長岡技術科学大学・豊橋技術科学大学教員交流制度により派遣された12人を含まない。)及び昇任者28人について、書類及び面接・プレゼンテーションによる選考を行うことで判断している。 員業績評価の実施については、「教員評価に関する基本方針」に定められている。具体的には、被評価者は、教育、研究、組織運営及び社会貢献の4領域に係る前年度の活動について、所定の期日までに教員活動データベースに入力する。専攻長及び基盤共通教育部長は、当該専攻等を主として担当する被評価者の教員活動データベー 確認して当該被評価者の補記所見を記入することができる。学長は、被評価者の昇給又は勤勉手当の成績率等の決定にあたり、評価結果を参考資料として用いるほか、評価結果に基づき、必要に応じて被評価者に対して適切な措置を取るものとされており、また、教員活動データベースを組織的な大学評価に活用できるものとされていた、年俸制適用教員については、次年度の業務達成目標及び当該年度の業務実績自己評価報告に基づき、業績評価担当理事が、年俸制適用教員の号給の額評価給の額を定めた業績評価原案を作成する。学長は、業績評価原案に基づき業績評価原案に基づき業績評価原案に基づき業績評価をいる。
	<b>41-</b>	員業績評価の実施状況については別紙様式2-5-2のとおりである。 価の結果は、評価者の昇給又は勤勉手当の成績率等の決定の際の参考資料とされており、評価結果に基づき、別紙様式2-5-3のとおり業績主義的傾斜配分が実施されている。
7	71	業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメントを別紙様式2-5-4のとおり実施している。
	<b>大</b> 教育 <b>学</b> (常勤 図書	育方法開発センター及び各専攻等が、アクティブ・ラーニングの導入推進に向けた講演会、授業や研究指導に資する外部講師の講演会等を実施しているほか、教育方法開発センター及びeラーニング研究実践センターが、アクティブ・ラーニングにも活用できる学習管理システムの活用研修会等を実施している。 育活動を支援するための事務組織として、別紙様式2-5-5のとおり、学務部学務課、学務部学生支援課及び総務部総合情報課を置いている。学務課(常勤職員11人、再雇用1人、非常勤職員8人)及び学生支援課(常勤職員10人、非常勤職員5人)は、教務関係や厚生補導等についての事務を担当している。総務部総合情報課 勤職員5人、非常勤職員2人)は、教育活動の支援や補助等についての事務を担当している。 書館業務は、総合情報課が担当しており、常勤職員5人、非常勤職員2人が配置されている。 のほか技術支援センター等を置き、教育活動の支援や補助等を行っている。
	また	た、T A 等教育補助者を工学部に218人、工学研究科に7人配置している。
	****	育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況については別紙様式2-5-6のとおりである。 た、TA等の教育補助者に対して、TAガイダンスを実施している。
	873	た、「ハ寺の教育間の自た力して、「ハガーメンスと失応している。
8	教大ま教、具授・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	員採用及び昇格の基準を、「職員採用規程」に定め、同規定の第5条から第11条に、教授、准教授、講師、助教及び助手の職位ごとの採用基準を定めている。 員の採用・昇格の状況については、別紙様式2-5-1のとおりであり、各学部及び各研究科で判断の方法を定めている。 学が定めた中期目標等の達成に向けた個人の貢献度の評価を通じて、意欲と能力のある教育職員がより高いパフォーマンスを発揮する環境を整え、中期目標等の達成に貢献する教育職員集団を維持することを目的とし、教育職員を対象に教育職員個人評価を毎年度実施している。 た、関門年齢に達する年度の教育職員を対象にその前年度までの6年間の貢献度を評価する、関門評価を実施している。 員業績評価の実施状況は、別紙2-5-2のとおりであり、年度評価結果を、次年度の勤勉手当や、年俸制教育職員においては年俸の増減に反映している。また、関門評価結果では、結果に応じ、シニア教授等の称号の付与や、サパティカル研修の対象にする等の適用がある。また、要努力と評価された者へは部局長等が改善指導を行その終了後、改善状況報告書を学長に提出している。 体的な評価結果に基づく取組は、別紙様式2-5-3のとおりである。 業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメントを別紙様式2-5-4のとおり実施している。具体的には、学修支援部門が主催者となり、アクティブ・ラーニング研究の第一人者を招いて講演会や意見交換を実施するなどしている。
		育活動を展開するため、別紙様式2-5-5のとおり、教育支援者やTA等教育補助者が置かれている。 育支援者、教育補助者が教育活動を展開するため、別紙様式2-5-6のとおり必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施している。
	#/ E	
	接、教 とおり	員の採用及び昇格については、「教員選考基準」及び「教員の選考基準に関する申合せ」を定め、人格、識見の優れた者について、その研究業績、教育業績及び教授能力並びに健康状態について調査し、教授会の議を経て学長が行うことや、教授、准教授、講師、助教、助手の職位ごとの資格基準を定めている。その基準に照らし、面 教育研究業績書等により教育研究上の指導能力を評価する選考を行っており、総合教育院の採用では、模擬授業を含めた面接を行っている。大学院課程を担当する教員の資格審査については、履歴書及び教育研究業績等に基づき実施され、教育研究業績等については教授会において審査される。実績については、別紙様式2-5-1のり、平成30年度は採用者8人及び昇任者2人となっている。
		た、「教員選考手続要領」を定めており、人事委員会は教員推薦委員会を設置し、教員推薦委員会において採用等候補者を選考した場合、教員推薦委員会委員長は、教員採用等候補者推薦報告書、推薦書及び推薦理由書、履歴書、教育研究業績書を添付し、人事委員会委員長に報告する。人事委員会委員長は報告により選定した採用等 者について、教員採用等候補者選定報告書により学長に報告する。学長は教授会の議を経て採用等を決定する。
	橋	育職員個人評価については、大学点検・評価委員会が実施しており、教員業績データベースシステムの業績データと自己点検書等を、「教育職員個人評価実施要項」に定める明確な評価基準に基づき評価している。(1)教育領域、(2)研究領域、(3)社会・地域貢献領域、(4)管理運営領域の4領域の評価点に重みを乗じ、そ 果に評価項目以外での貢献活動の評価点を加算することにより総合評価点を算出し、5段階評価を行っている。なお、評価は毎年度実施され、実施状況については別紙様式2-5-2のとおりである。平成30年度においては183人に対し評価が実施され、評価結果はS87人、A48人、B33人、C11人、D1人、未提出3人となってい
9	科	俸制適用職員の業績評価は、個人評価結果を活用し、新たに設定する評価項目と合わせて評価する。学長は、業績評価結果及び評価者からの意見を基に、「年俸制適用職員業績評価実施要項」に定める成績区分を決定し、業績評価額に反映させる。業績評価額は、教育研究等業績手当として給与に反映される。年俸制以外の職員につい 学長は昇給又は勤勉手当の成績率の決定等にあたり、教育職員個人評価結果を参考資料として用いる。評価結果に基づく取組について、平成30年度においては評価対象者183人について教育研究等業績手当の業績評価額又は勤勉手当に反映されている。
	大と教授	業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメントを別紙様式2-5-4のとおり実施している。教員英語力集中強化研究プログラムについては、グローバル工学教育推進機構委員会が主催し、ニューヨーク市立大学クイーンズ校が開講する英語研修サマースクールを受講し、英語によるコミュニケーション能力 授法、グローバルセンスの涵養を行っている。 育支援者及び教育補助者は、別紙様式2-5-5のとおり配置されている。
	****	月叉後有及い教育柵助有は、別私様式と=5=5のとおり配置されている。 育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況については別紙様式2-5-6のとおりである。また、TAに対して、年2回のTA研修会を行っており、平成30年度においては平均出席率90%以上となっている。
1		

No.	大学	基準 2 - 5 評価結果の根拠・理由
10	京都大学	数は国際が日本の主体的は、「毎日電事時限別」、「毎日電事時間を持つる子を亡との以下であっている。また、海自河及び日本の重要は、工事が、一年年末、よれが一年年末、上本が十年年末、上本が「中年年末、日本の大学の場合の選手を持っている。 (株人は、「地球工学系に関する内限)で教員人本選考の子教会を定め、「工学系統会賞者基準」において、「教員の選考は、次条から罪?条に設定する資格を置かす者のうち。彼れた人格及び温度を有する者について、教育研究組織から要要を懸まえ、その研究事態、教育業裁及び教政能力等を総合的に判断して行うものとする。」と定め、表演、連載先、摘動、動数の組在さるの資格基本を変わている。 (株人は、「地球工学系に関する内限)で教員人本選考の子教会を定め、「工学系統会賞者基準」において、「教見の選考は、次条から罪?条に設定する資格を置かす者のうち。彼れた人格及び温度を有する者について、教育研究組織のかの要望を懸まえ、その研究事態、教育主義及び教政能力等を総合的に判断して行うものとする。」と定め、表演、法庭が、通報の主義と対し、機能が正義と存るでいて、教育研究組織の教育の選用や特権等の機にその過度変めもれ、学様において、学系で実施する教育の利用等を設定がある。  数項の教育活動・研究実施及していて対解体系之 5 - 10とおり、様別、身任に関して書籍資本文は画性を行い判断している。教育所に予格を関する場合の状態となる演動は3を関しまめている。教育の情の対象を対している。教育の情に、その心論のうちから当当意情における子相似自及がその場合を認めまた。「教育所の受力を対しているであり、「教育所の支持を持定して、その私事を主義を持た。」 技術を研究を対して指定して通りに係る国は自己会立でもなど、必要な事項を定めて教員評価の対象をでは加え、他のからから当当意情における子相似自及がその場合を認めまた。 対象に対しるといののからから当当意情における子相似自及がその場合を認めまました。またが、「教育の事具を主義を持た。」 は他の事具を主義を持た。 または、日本の事業を持たいる。教育が出る場合という、教育が出る場合という、教育が出る場合という、教育が出る場合という、教育を担めるという、教育を担めるという、教育を認めらおからから当当意情における子相似自及がその場合を対象と対しませいの。教育を表しましましましましましましましましましましましましましましましましましましま
11	京都教育大学	数員の採用及び昇格等にあたって、「教員選者基準」で、人格、健康、教授能力、教育・研究業績、学会並びに社会における活動等に基づき、総合的に審査を行うと定め、第2~6条に、教授、准教授、講師、助教、助手の職位ごとの資格基準を定めている。実績については、別級様式2-5-1のとおり教員を採用・昇任させている。 労任教局の採用にあたっては、大学院を担当することを削投ししており、学郎のみを担当する教員は実務経験のある特任的な教員として採用している。大学院を担当する場合には、「資格審査に関する会議規程」、「審査手続に関する細則」、「審査手続に関する実施阻目」、「資格に係わる業績審査基準」の定めにより、人事委員会及 は連合教職実践研究料人事委員会の審査に基づき教員を採用・昇任させている。 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価について、年度ごとに「実績に基づく果績評価の方針」が策定され、別版様式2-5-2のとおり継続的に実施されている。評価にあたっては、年俸制適用の教員(特任教員)については、所属長に授業等における学生指導、教育委員会及び学校現場との連絡調整、大学運営にお はる所属内での役利及び貢献、実務家教員として理論と実践の住還における理論への積極性についてとアリングを行い、評価が実施されている。また、年俸制適用者を除く一般の教員については、教育活動、研究活動、社会育献、国際教育貢献等の主義を対している。 別紙株式2-5-2に示されている教員の教育活動、研究活動、社会貢献をの他の活動に関する業績評価結果は、「教育研究活性化経費」の配分に活用されている。具体的には、「教育研究活性化経費」の配分について、教授会において周知し、各教員が提出した自己申告書に基づき、A、B、Cの各ラングに評価を行い、ランクに応じて、別価株式2 -5-3のとおり教育研究活性化経費が開発が完全図るため、別様様式2 -5 4のとおり、投棄や学校現場の現伏と課種をテーマとしたFD研修会等が組織的に実施されている。 接来の内容及び方法の改善を図るため、別様様式2 -5 4のとおり、投棄や学校現場の現伏と課題をテーマとしたFD研修会等が組織的に実施されている。 被言効めを展開するため、別様株式2 -5 4のとおり、投棄や学校現場の現伏と課題をテーマとしたFD研修会の実施や意見欠機の内容が共有されている。 教育支助を展開するため、別様技式2 -5 4のとおり、投棄や学校理場のに関立して、非常数18人、非常勤12人、教育が動の支援や補助等を行う機具(常数3人、非常勤14人)、図書館の業務に従事する職員(常勤2人)、不各教育補助者等(132人)が配置されている。 教育支助を展開するため、別様核式2 -5 4のとかり、教務関係を停止補等等を記録の表述が発地位すると関う(常数3人、非常勤14人)、図書館の業務に従事する職員(常勤2人)、不各教育補助者等(132人)が配置されている。 教育支助を展開するため、別様表式2 -5 4のとめり、教養教育を展用するため、別様表はできられるの、別様様でまする職員が国立教育系大学図書館協議会研究部会等に参加している。また、学別はじめにT A等の教育補助者へ業務と原用するため、別様な行動で発生の主は研究を作える、教育が助しませれている。 教育支助を展開するため、別様表式2 -5 4のともり、教育を記述するにおいている。また、学別は日本の教育を開きると関すると関すると関すると関するは関すると関すると関するとい、別様は関するとい、別様はなどまする場合により、対象を関するといいている。また、学別はじたいでは、第一位は、第一位は、第一位は、第一位は、第一位は、第一位は、第一位は、第一位
12	和歌山大学	数度、准数度、請除、助教の職位ごとの責格基準を「変真選者基準」において定めている。 平成30年度の教育の教育・昇任の状況については別無検式2-5-1のとおり、採用者1人に対して書面による業績需素、画接、プレゼンテーション、機模授業を行い、昇任者6人については書面による業績審素、画接、プレゼンテーションで判断している。 数頁の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価は、「教真活動状況評価に関する規程」及び「教真活動状況評価実施無則」に定められ、継続して実施している。 数頁数に、毎年度、教育、研究、社会活動及び管理・差置の4 領域の活動について活動状況評価に関する規程)及び「教真活動状況評価実施無則」に定められ、継続して実施している。 数月業限評価の実施状況については別紙様式2-5-2のとおりに、元沢価を行い、実施程2や実に曲まする。学長は全学評価委員全の審議を経て、評価を決定し、各教員に適加する。なお、教員は評価結果に対して意見がある場合は学長に意見申立てを行うことができる。 数月業限評価の実施状況については別紙様式2-5-2のとおりである。 教員部が決定価は、教育の自己改善・改革に役立てるともにに、教員の契切かつ公平な処遇に役立て、もって教員活動の活性化及びこれを選じた大学全体の活性化を図ることを目的としている。 評価結果の近日代状況の実績については別紙様式2-5-3のとおりである。 対理価格限については、過去3者の分評価結果も人気対すること、インセンティブ経費への反映に活用するなど、目的に則した取組を行うことが明文化されている。 評価結果の活用状況の実績については別紙様式2-5-4のとおり、教育と関本は多数に関するといるが表現を観しまた。別紙様式2-5-4のとおり、教育と要は表数を開始を行うことが明文化されている。 別紙様式2-5-6のとおり、教育支援者を影響を引き始まるとおり、教育と要は考察機、新任教員授業参観、新任教員授業参観、研集やフェー・帰かい学生支援部門FD・SD研修会「免逮権害についてへ高機能自附症スペクトラム障害を中心に〜」、教育の内部質保証に係る学内説明合等を実施している。 別紙様式2-5-6のとおり、教育支援者は影響を担う機合が発育活動を展開するために必要な報音を中が16人、対象の実施には自分が配置されている。 別紙様式2-5-6のとおり、教育支援者を影響には132人、教子等的では6人の表を表質といまして、研修の実施など必要な質の連構、向上を図る取組として、業務システム等簡易説明会(e-learning)、情報セキュリティ研修会、ハラスメント防止研修会、アサーティブコミュニケーション研修会、保健センター・解が小学生支援部門FD・SD研修会、近畿地区学生指導研修会、入試の11を記述のよりでは132人、規光学部には6人が配置されている。

No.	大学	基準2-5 評価結果の根拠・理由
13	徳 島 大 学	教員の採用及び昇格等にあたって、「全学人事委員会規則」、「教員選考を基本方針」、「教員選考基準」、「教授(特任教授)選考に係る手続き」等を定め、教育能力、研究能力、その他の必要な能力を総合的に評価して、別紙様式 2 - 5 - 1 のとおり教員を採用・昇任させている。また、教育研究上の指導能力に関する評価にあたっては、原則として候補者を対象に選挙の過程において講演金と面接を実施し、相応しい人材が選定されている。 個人の業績を評価し、処遇等に反映させる教員業績評価・処遇制度を導入し、別紙様式 2 - 5 - 2 のとおり教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価が継続的に実施されている。評価にあたっては、教育・研究者情報データペース(EDB)を活用し、インスティトゥーショナル・リサーチ室による業績データの収集・分析を行っている。また、業績評価方法の策定・改善及び業績評価を行う全学教員業績書委員会に対して評価が行われている。 可に関する評価は、評価点で、新聞を作され、評価点は、重要度(質)(A)、貢献度(B)及び量(C)を考慮して算定されている。 「教員業績評価による処遇の時期、方法について、月給制教員、年俸制教員ことに定められており、教員業績評価の結果を処遇への反映につなげるフローも明確となっている。教員業績審査委員会による審議を踏まえ、別紙様式 2 - 5 - 3 のとおり反映されている。投资の内容及び方法の改善を図るため、別紙様式 2 - 5 - 4 のとおり、力りまコラム・アセスンド・チェックリスト作成ワークショップ、従妻素は計つるというの表しましましましましましましましましましましましましましましましましましましま
14	鳴門 教育 大学	教員の採用及び昇任等にあたって、「教員選者基準に関する規則」において教授、推教長、講師、助教及び助手の職位ごとの資格基準を定めるとともに、それらの資格を有する者について選考している。人間教育事攻、高度学校教育実践専攻(教科系)又は高度学校教育実践専攻(教職系)の事攻長は、教育選考申出書に公募要領を添えて学長に申し出、教育研究評議会はその内容を審議すること、教育選考が成立した場合の教員の就任交渉は学長又は学長が指名した者が行うことを「教員選考規程」には、教員人事の方針を踏まえ、学長が教育選考に関する事項について人事委員会に対し意見を述べることができることを定めている。別紙様式2 - 5 - 1 のとおり、平成30年度は採用者8 人に対して面接を行い、うち5人については模類授業も含め教育上、研究上の指導能力を判断し候補者を決定して学長に報告している。昇任者9人については研究業績により判断している。 教員の評価は、研究、教育、学内貢献、社会貢献の4分野における業績により判断している。教育選がとに定められたポイントを積算した業績評価及び、その業績評価結果及び教育・学生生活支援、研究、大学運営、附属学校・社会との連携及び国際交流等の4分野に関して、自ら設定した目標の連成状況について、自ら5段階で水準判定した結果を基に、事攻長、理事、学長が同様の5段階の水準で刊定する教員の自己成録評価を行っている。教員の自己成録評価の実施状況については別紙様式2 - 5 - 2のとおりである。教員の自己成録評価を結果は、約5条 賞罰等の参考資料として活用することができるものとすることを「自己点検・評価実施要項」に定め、教員の業績評価の結果は、教育研究経費の傾斜配分に反映している。提案の許多とでいる。授業のの存及が方法の改善を図るため、別紙様式2 - 5 - 4のとおり、公開授業、授業研究会、FDTークションで専攻、コースごとに開催するとともに、学部・大学院FD委員会が主催してFD全体会を実施している。平成30年度のFD全体会においては、「新教職大学院において養成する人材像を踏まえた教育の課程と方法一学生・学校・地域のニーズを踏まえた教育実践をどうつくり出していくか一」をテーマとし、学内講師による説明及び質疑応答を行っている。教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況については別紙様式2 - 5 - 6 のとおりである。T A 等の教育補助者に対して、「ティーチング・アシスタントの実施に関する取扱い」に基づきオリエンテーションを実施している。
15	総合研究大学院大学	先導科学研究科の教員は、「先導科学研究科の教員の運考に関する内規」に基づき、研究科長の中し出に基づき、役員会の議を経て人事選考手続きを開始し、公募を原則とする募集を含め、研究科において可能なかぎり複数名を選考し、学長が役員会の議を経て採用を決定している。 先導科学研究科の教員に対しては、「国立大学法人総合研究大学院大学教員評価実施規程」並びに「実施期明」に基づき、教育研究活動等の活性化を促進し、高等教育機関としての教育研究の質を保証することを目的に、原則、(1)教育(2)研究(3)社会貢献(4)大学運営の評価領域について評価を毎年度実施している。 先導科学研究科の教員に対しては、「国立大学法人総合研究大学院大学教員評価実施規程」並びに「実施期明」に基づき、教育研究活動等の活性化を促進し、高等教育機関としての教育研究の質を保証することを目的に、原則、(1)教育(2)研究(3)社会貢献(4)大学運営の評価領域について評価を毎年度実施している。評価に おいては、教員が自己評価書を作成して部局長に提出し、学長が運任する評価者が評価を行い、部局長に報告する。部局長、教育研究活動等の活性化を促進し、高等教育機関としての教育研究の質を保証することを目的に、原則、(1)教育(2)研究(3)社会貢献(4)大学運営の評価領域について評価を毎年度実施している。 物理科学研究科の各事文、高エネルギー加速器科学研究科、複名科学研究科の一部の事文、生命科学研究科の一部の事文については、教員を雇用する機構等法人(あるいは基盤機関)が、実施する教員評価において教育に関する評価を実施している。 先導科学研究科においては、教員評価の結果に基づいて、評価結果が高い教員に対して昇給を行っている。 外部株式 2 - 5 - 4 によれば、授業の内容及が方法の改善を図るためF D について、大学及び研究科としての組織的な取組が行われているとは言えず、平成25年度機関別認証評価においてF D を強化する必要があるという指摘を受けたにも関わらず、一部の事攻において関連する取組が実施されている。 教育支援者は各基盤機関において、別新秩実 2 - 5 - 5 のとおり、常勤職員、非常勤職員合計41人が「参考課体」「大学院等」等の名称の組織に置され、法証整機関がに当せる専攻の学生の支援にあたっている。また、常動職員、非常動職員合計11人が学務課に配置され、全学の学生の支援にあたっている。また、学術情報基盤 センター本部図書館(学術情報系数配関条例に記述な、別報度図条例に記述された例 2 人主を設備したが別としている。また、関係図書館において、学生を登議した資料整備の情報(状況)、電子ジャーナルの検収方法等の話題について平成30年度に 実施している。
16	北陸先端科学技術大学院大学	数員採用及び昇格の基準は、「数員選者基準」に定められ、数接、准教接、講師、助教の職位ごとの資格基準を定めている。教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等については、「教員の再任に係る選考手続に関する要項」及び「助教から講師への昇任に関する中合せ」において、教育活動、研究活動を含む業績調書に基づいて審査をすることが定められている。 教員の展用・昇任の状況については、別紙様式2 - 5 - 1 のとおり、平成30年度においては採用者15人に対して書類選考及び面接を行い、昇任者12人に対しては書類選考及び一部面接を行うことで判断している。 教員の報用・昇任の状況については、別紙様式2 - 5 - 1 のとおり、平成30年度においては採用者15人に対して書類選考及び面接を行い、昇任者12人に対しては書類選考及び一部面接を行うことで判断している。 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価については、教員業績評価の実施に関する要領に基づき実施している。業績評価の対象は、(1) 教育、(2) 研究、(3) 社会貢献(学会活動を含む。)、(4) 大学運営、(5) 外部資金の獲得の活動による質能度とし、項目別評価及び総合評価により実施することとしている。 平成30年度までの業績評価は別紙様式2 - 5 - 2 のとおりの結果となっている。 評価結果は、別紙様式2 - 5 - 3 のとおり、動態生当及び昇格に反映しており、加えて、評価結果の提供を通じて個々の教員による教育研究活動の質の向上や大学運営への参画を支援することを目的としている。 授業の内容及び方法の改善を図るため、別紙様式2 - 5 - 4 のとおり、「博士集期課程学生を標準修業年限内に修了させるための方策について」や「訴索の進め方及び成績評価の素観性・妥当性について」等のテーマを設定の上、毎年全学F D を実施しており、前記F D の参加者はそれぞれ53人、52人である。 別紙様式2 - 5 - 5 のとおり、教務関係や厚生補厚等を担う職員として学務部教育支援課に25人、学務部学生・留学生支援課に19人、教育活動の支援や補助等を行う職員として総務部共通事務管理課に20人、情報社会基盤研究センターに9人、ナノマテリアルテクノロジーセンターに8人、保健管理センターに1人、図書館の業務に従事なる職別紙様式2 - 5 - 6 のとおり、メンタルヘルス研修、障害学生支援実務者育成研修会、T O E I C - I P 試験等が実施され、それぞれ31人、1人、47人が受講している。